

第6章 勤務条件

1 勤務時間

教職員は地方公共団体に対して一定の勤務を提供し、その反対給付として給与を受け、職務の遂行に伴って支出した費用の弁償を受け、さらに退職する場合には勤続に対する功績報償として退職手当を受ける。この給与をはじめとする勤務時間、休日、休暇など、職員が勤務を提供し、若しくはその提供を継続するか否か判断するにあたって一般的に考慮の対象とされる利害関係事項を勤務条件と呼んでいる。

一般労働者の労働条件は、労働者と使用者が対等の立場で行う団体交渉を通じて締結される労働協約という形で決定される。

地方公務員としての教職員の勤務条件は、法律や条例によって決められている。これは公務員が国民ないしは住民全体から公務遂行の信託を受けている者であって、その使用者は国民（住民）全体であり、またその給与は国民（住民）の税金によって賄われているという特別の地位にあるからである。

(1) 勤務時間と勤務条件

勤務時間とは、職員が上司の監督の下にその職務に従事することを拘束される時間をいい、これを教職員についていうと校長等の管理のもとに勤務に従事することを拘束されている時間をいう。

公立学校の教職員の勤務時間、休日、休暇については、地方公務員法第24条第6項で「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定める。」とされており、さらにこの勤務条件を定めるにあたって、同条第5項で「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。」と規定されている。

地公法第24条第6項

市町村立小・中学校教職員等のいわゆる県費負担教職員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条で「県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第6項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。」と規定されている。

地教行法第42条

これらの法律を受けて、「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」が制定され、一般原則的基準を定めている。

◎ 条例と規則（抜粋）

「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」

（定義）

第2条 この条例で「学校職員」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 県立の高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員）、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員及びその他の職員
- 二 市町村立の小学校並びに中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員及び事務職員

三 市町村立の高等学校で定時制の課程を置くものの校長（定時制の課程のほかに全日制の課程を置くものの校長を除く。）、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師

（1週間の勤務時間）

第3条 学校職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

5 県教育委員会は、勤務の特殊性又は当該学校の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする学校職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

2 県教育委員会（第2条第2号及び第3号に規定する職員にあつては、その者の属する市町村の教育委員会。以下同じ。）は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。

第5条 県教育委員会は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある学校職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 県教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である学校職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第6条 県教育委員会は、学校職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第7条 県教育委員会は、1日の勤務時間が6時間を超える場合には45分、7時間45分を超える場合には、1時間の休憩時間をそれぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

2 休憩時間は、第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）に含まれず、これに対しては、給与を支給しない。

3 第1項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないこ

とができる。

第8条 削 除

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第9条 県教育委員会は、第2条第1号に規定する職員にあっては人事委員会の、第2条第2号及び第3号に規定する職員にあってはその者の属する市町村の長の許可（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長の許可）を受けて、正規の勤務時間以外の時間において学校職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 県教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において学校職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(休日)

第10条 学校職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

(休日の代休日)

第11条 県教育委員会は、学校職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された学校職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

「山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程」（抜粋）

(週休日及び勤務時間)

第3条 職員の週休日は日曜日及び土曜日とする。

2 校長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日つき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。

(前条の規定によることが困難な職員の週休日等の特例)

第4条 週休日又は勤務時間の割振りについて前条の規定によることが困難な職員については、週休日及び勤務時間の割振りを定める期間（以下「割振り単位期間」という。）を4週間とし、かつ、当該割振り単位期間ごとに週休日を8日設ける場合に限り、校長が週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。ただし、この場合においても、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務

時間が16時間を超えないようにしなければならない。

(2) 勤務時間と時間外勤務

教育職員の職務は、児童・生徒に対する「教育」を行うことを主たるものとしているところから、その勤務形態が時間的計測になじまない面がある。そこで、公立の義務教育諸学校等の教育職員に対しては、超過勤務手当支給制度を適用せず、その勤務時間の内外を問わず、これを包括的に評価することとして、毎月全員に一律に給料月額の4%相当の「教職調整額」を支給することを中心とする給与措置を講ずることとされている。

義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとしているが、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限りという制限を付して、①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務については、時間外勤務を命じることができるとされている。

また自発的、自主的に行う時間外勤務についても教職調整額に包含され、さらに具体の特殊業務については、教員特殊業務手当が措置されている。

「生徒の実習」とは、校外の工場、施設（養殖場を含む）を利用した実習、農林、畜産に関する臨時の実習などを指し、「学校行事」とは、学芸的行事、体育的行事、及び修学旅行等学習指導要領に定める学校行事に相当するものをいう。

(3) 週休日と休日

週休日とは労働基準法にいう休日のことであり、本来職員が勤務する義務を課せられていない日のことである。この日には職員は勤務について任命権者の拘束から解放されるものであり、学校職員の勤務時間等に関する条例では、原則として日曜日及び土曜日となっている。

学校職員の勤務時間等に関する条例では、休日とは国民の祝日等を行い、国民の祝日に関する法律第1条の趣旨を受けて規定しているものであるが、労働基準法では国民の祝日を休日とすることについての規定はない。

休日の勤務は給与支給対象日であり、勤務を要する日であるが、任命権者の別段の指示がある場合を除き職員は休日の勤務を免除される。

週休日に職員を勤務させようとするときには、勤務時間の割振り権者は、あらかじめ週休日の振替を行わなければならない。週休日の振替とは、あらかじめ勤務を要しない日を勤務を要する日とし、そのかわりに他の勤務日を週休日とすることをいう。

これは学校の円滑な運営と職員の勤務条件の保障との調整を図ることを目的とするものである。また、週休日の振替は事前に行われなければならない。

休日に特に勤務することを命じたときには、その休日の全勤務時間に勤務を命じた場合に限り、あらかじめ代休日を指定することができる。

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第6条

労基法第35条

勤務時間等条例
第4条、第5条

勤務時間等条例
第10条

(4) 休憩時間

休憩時間とは、職員が勤務時間の途中において勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間である。したがって給与の支給対象時間ではない。

休憩時間は、勤務が相当継続した場合に蓄積される疲労を回復させることによって職務能率の増進と災害防止を目的として設けられたものであり、必ず付与しなければならないものである。また、休憩時間には、①途中付与の原則、②一斉付与の原則、③自由利用の原則の三つの原則がある。

一斉付与の原則は、個々の労働者が安んじて休憩時間をとることができるように制定されたものであるが、業種・業務内容によっては一律に一斉付与の原則を適用することが不適当なものもある。このため労働基準法第34条第2項の「ただし書き」において行政官庁の許可を受けることによりこの原則を適用させないことができる旨を定めている。

勤務時間等条例
第7条

労基法第34条

(5) 勤務時間の割振り

ア 勤務時間の割振りの意義

教職員の1週間の勤務時間は38時間45分と条例で定められている。ところでこの38時間45分の枠の中で、個々の教職員に具体的にどのような形で勤務を提供させるかを特定しなければならない。この勤務時間を特定することを勤務時間の割振りと呼んでいる。

イ 勤務時間の割振りの内容

条例及び学校職員の勤務時間に関する規程により、市町村教育委員会（校長）は次の順序により勤務時間の割振りを行わなければならない。

- ① 勤務日と週休日の特定
- ② 勤務日における勤務時間数の確定
- ③ 勤務日における勤務の終始時刻の特定
- ④ 勤務日における休憩時間の配置

ウ 勤務時間の特定

勤務時間の割振りは、勤務条件の具体化という性格を有している。割振りの内容は、適当な方法により速やかにその内容を明示し、週休日の振替等を行った場合は、職員に対して速やかにその内容を通知することとなっている。

また、通常は全職員に一律に勤務時間が割振られているが、必要に応じ特定の職員に、他の職員と異なる割振りを行うこともできる。

勤務時間等条例
第3条

勤務時間等規則
第4条

2 休業日

「休業日」とは、「授業を行わない日」（学校教育法施行規則第4条第1項）であり、授業とは「学校が編成した教育課程の内容を実施すること」とされている。すなわち、休業日とは「教育課程の内容を実施しない日」ということである。

休業日は、学校教育法施行規則によると、①国民の祝日に関する法律に規定する日、②日曜日及び土曜日、③学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日の3つとされている。

ここで留意しなければならないのは、休業日とは、児童・生徒にとって、「授業がない日」であっても、教員にとっては、週休日（日曜日及び土曜日）

を除くほかは「勤務日」であるということである。したがって、特に職務専念義務が免除されない限り、教員は学校において「勤務」しなければならないのである。

山梨県立学校管理規則および市町村立小・中学校管理規則によれば、休業日は、①国民の祝日に関する法律に規定する休日、②日曜日及び土曜日、③県民の日、④学校創立記念日、⑤学年始休業日、⑥夏季休業日、⑦冬季休業日、⑧学年末休業日、⑨前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認める日ということになっている。

このほか非常災害その他急迫の事情があるときの臨時休業日等がある。これは校長の判断で休業日とすることができ、この場合には教育委員会に報告しなければならない。さらに学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができると定められている。

3 休 暇

(1) 休暇とは、一定の事由のある場合（年次有給休暇を除く。）、職員が任命権者の承認を得て、勤務することを一時的に免除される勤務条件上の制度である。

(2) 休暇は、任命権者の承認又は職員の届出により受けることができる。

(3) 休暇には、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、子育て時間、介護休暇、介護時間及び無給休暇があり、原因別による種類は次のとおりである。

休 暇 の 種 類	休暇の原因別による種類
年次有給休暇	——
傷 病 休 暇	——
特 別 休 暇	○公民権行使休暇 ○裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇 ○骨髓提供休暇 ○ボランティア休暇 ○忌引 ○父母の祭日休暇 ○職員の生理休暇 ○婚姻休暇 ○不妊治療休暇 ○妊娠中又は出産後の職員の通院休暇 ○職員の分べん休暇 ○職員の育児休暇 ○子の看護等休暇 ○学校行事参加休暇 ○配偶者出産休暇 ○育児参加休暇 ○短期の介護休暇 ○夏季休暇 ○感染症まん延防止休暇○非常災害による交通遮断休暇 ○天災地変による住居滅失休暇 ○交通機関の事故等による不可抗力休暇
介 護 休 暇	——
無 給 休 暇	○県教育委員会が必要と認めた場合における休暇

ア 年次有給休暇は、職員の疲労の回復を図り、健康増進に資し、明日への活力を養い、あるいはまた、私的社会関係の処理に充てるなどにより職務に専念する態勢を助長し、勤労の意欲を高め、能率の増進を期することを目的とした年間一定日数の有給休暇をいう。

イ 年次有給休暇は、原則として職員の請求する時季に与えるものであるが、請求された時季に休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に与えることができる。

学校教育法施行規則
第61条

学校教育法施行規則
第63条
学校保健安全法第20
条

ウ 年次有給休暇は、暦年1年において20日である。

エ 年次有給休暇は、1日又は1時間を単位として請求することができる。

なお、1時間単位の年次有給休暇を1日に換算する場合は7時間45分をもって1日とする。

また、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

オ 12月末現在で、その年の年次有給休暇が残っている場合は、これを翌年に限って繰り越しが認められる。

この年次有給休暇の翌年への繰り越しは、次のとおりである。

繰り越しができる日数

前年からの繰り越し日数を・・・・・・・・・・ A日

条例に、定める最高限度日数の20日（年度中途採用者に

あつては人事委員会規則で定める日数）を・・・・・・・・ B日

当該年（1月～12月）に利用した年次有給休暇の日数を・・ C日

$A日 + B日 - C日 = D日$ とした場合

D日<20日の場合D日を翌年への繰り越し日数とする。

D日 $\geq$ 20日の場合20日を翌年への繰り越し日数とする。

なお、休職中等の職員の取扱いとして、次に掲げる期間中は、年次有給休暇を請求することはできないが、これらの職員についても、年次有給休暇の繰り越しはできる。

- ・ 年次有給休暇以外の有給休暇を受けている期間
- ・ 休職の期間
- ・ 停職の期間
- ・ 職務に専念する義務の免除を受けている期間

(4) 年次有給休暇の性格

年次有給休暇の権利の法的性格については、従前より、請求権説、形成権説、時季変更権説などの学説や判例が対立していたが、昭和48年3月2日の最高裁判決において時季変更権説をとり、これが判例として確定している。

(事例研究)

◎ 年次有給休暇の性質（最高裁判決昭和48年3月2日）要旨

労働基準法第39条第1項、第2項の要件が充足されたときは、当該労働者は法律上当然に右各項所定日数の年次有給休暇の権利を取得し、使用者はこれを与える義務を負うのであるが、労働者がその有する休暇日数の範囲内で、具体的な休暇の始期と終期を特定して休暇の時季指定をしたときは、客観的に同条第3項但書所定の事由が存在し、かつ、これを理由として使用者が時季変更権の行使をしないかぎり、右の指定によって年次有給休暇が成立し、当該労働日における就労義務が消滅するのであって、年次休暇の成立要件をして、労働者による「休暇の請求」や、これに対する使用者の「承認」の観念を容れる余地はない。

◎ 条例と規則（抜粋）

「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」

（休暇の種類）

第12条 学校職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、子育て時

間、介護休暇、介護時間及び無給休暇とする。

2 年次有給休暇、傷病休暇及び特別休暇は、有給休暇とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる学校職員以外の学校職員20日

二 次号に掲げる学校職員以外の学校職員であつて、当該年の中途において新たに学校職員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

三 当該年の前年において国家公務員、この条例の適用を受けない地方公務員又はその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下この号において「国家公務員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに学校職員となったものその他人事委員会規則で定める学校職員 国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事委員会規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 県教育委員会は、年次有給休暇を学校職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(傷病休暇)

第14条 傷病休暇は、学校職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、そのつど必要と認められる期間とする。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により学校職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、別表に定めるところによる。

(子育て時間)

第15条の2 子育て時間は、学校職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校に就学している子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て時間の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て時間については、山梨県職員給与条例第四条又は山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）第十八条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、山梨県職員給与条例第三十条又は山梨県学校職員給与条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額

する。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、学校職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項、次条第一項及び別表において同じ。）の介護をするため、県教育委員会が、人事委員会規則の定めるところにより、学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、山梨県職員給与条例（昭和27年山梨県条例第39号）第4条又は山梨県学校職員給与条例（昭和27年山梨県条例第40号）第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、山梨県職員給与条例第30条又は山梨県学校職員給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、学校職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、山梨県職員給与条例第四条又は山梨県学校職員給与条例第十八条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、山梨県職員給与条例第三十条又は山梨県学校職員給与条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

(無給休暇)

第17条 無給休暇は、特別の事由により学校職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その期間は、その都度県教育委員会が必要と認める期間とする。

2 無給休暇については、山梨県職員給与条例第四条又は山梨県学校職員給与条例第十八条の規定にかかわらず、承認された休暇の期間に係る給与（期末手当、勤勉手当及び退職手当を除く。）は、一切支給しないものとする。ただし、当該承認された休暇の期間が一日の勤務時間の一部である場合には、その勤務しない一時間につき、山梨県職員給与条例第三十条又は山梨県学校職員給与条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。

(傷病休暇、特別休暇、子育て時間、介護休暇、介護時間及び無給休暇の承認)

第18条 傷病休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、子育て時間、介護休暇、介護時間及び無給休暇については、人事委員会規

則の定めるところにより、県教育委員会の承認を受けなければならない。

別表（第15条関係）

特別休暇の基準

特別休暇の種類	期 間
1 公民権行使休暇	そのつど必要と認める期間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇	そのつど必要と認める期間
3 骨髄提供休暇	そのつど必要と認める期間 末梢血幹細胞を提供する場合も含む
4 ボランティア休暇	5 日以内
5 忌 引	この表の附表に定める期間内において必要と認める期間
6 父母の祭日休暇	1 日
7 職員の生理休暇	そのつど必要と認める期間。ただし、2 日を超えるときは、その超える期間については、第14条の規定による。
8 婚姻休暇	5 日以内
9 不妊治療休暇	6 日以内（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日以内）
10 妊娠中又は出産後の職員の通院休暇	この表の附表の2に定める回数において必要と認める期間
11 職員の分べん休暇	その分べん予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内
12 職員の育児休暇	生後満1年6月に達しない子を育てる場合1日2回それぞれ60分
13 子の看護等休暇	中学校就学の始期に達するまでの子又は孫の看護等を行う場合5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）以内
14 学校行事参加休暇	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が在籍する学校等が実施する行事に参加する場合2日（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が3人以上の場合にあっては、3日）以内
15 配偶者出産休暇	3 日以内
16 育児参加休暇	5 日以内
17 短期の介護休暇	第16条第1項に規定する日常業務営むのに支障がある者（以下の項において「要介護者」という。）の介護その他人事委員会規則で定める世話を行う場合5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）以内
18 夏季休暇	5 日以内
19 感染症まん延防止休暇	そのつど必要と認める期間
20 非常災害による交通遮断休暇	そのつど必要と認める期間

21 天災地変による住居 滅失休暇	そのつど必要と認める期間
22 交通機関の事故等 による不可抗力休暇	そのつど必要と認める期間

◎ 婚姻休暇の取扱いについて

県立学校及び小・中学校の教育職員・事務職員・栄養職員の婚姻休暇勤務時間等規則の期間は次のとおり。

婚姻の日の5日前の日から当該婚姻の日後6月を経過する日までの間において連続する期間とする。（参考参照）

別表の附表

忌 引 日 数

死 亡 し た 親 族	日 数
配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以 下同じ。)	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日(職員が代襲相続し、かつ、祭 具等の承継を受ける場合にあっては 7 日)
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日(職員が代襲相続し、かつ、祭 具等の承継を受ける場合にあっては 7 日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日(職員と生計を一にしていた場 合にあっては、7 日)
子の配偶者又は配偶者の子	1 日(職員と生計を一にしていた場 合にあっては、5 日)
祖父母の配偶者又は 配偶者の祖父母	1 日(職員と生計を一にしていた場 合にあっては、3 日)
兄弟姉妹の配偶者又は 配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

備 考

葬祭のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加算することができる。

通 院 回 数 表

妊 娠 週 数 等	回 数
妊娠したと認められたときから妊娠満23週まで	4週間に1回
妊娠満24週から満35週まで	2週間に1回
妊娠満36週から分べんまで	1週間に1回
出産後1年まで	1回

備考 医師等の特別の指示があった場合にあってはその指示された回数とする。

4 職務に専念する義務の免除

職員は法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職員が勤務する地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。この法律又は条例の特別の定めがあって職務専念義務が免除されるのは、公務の民主的かつ能率的運営に支障がないと認められる場合のみである。

すなわち、職務専念義務が職員の基本的義務であり、公務優先の原則がありながら、職務専念義務を免除することが、公務の民主的かつ能率的な運営に支障がなく、その免除に合理的理由がある場合には、例外的に職免が認められるものである。

これら例外を設ける場合には、前述のとおり、法律又は条例に定めることが必要であり、職務専念義務の免除は任命権者が行う。県費負担教職員の場合、任命権者は都道府県教育委員会であるが、職務専念義務の免除は、県費負担教職員のサービスの監督に関する事項であるから、市町村教育委員会が行うことになっている。

職務専念義務の免除される場合
(広義)

(A)法律に
定め
ある場合

- ① 適法な交渉（地公法第55条第8項）・・職員団体から指名された職員が服務監督権者の承認を得て当局と適法な交渉に参加している時間
- ② 研修（教特法第22条第2項）・・授業に支障のない限り、校長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行っている時間
- ③ 教育に関する兼職・兼業（教特法第17条）・・任命権者（県費負担教職員にあっては、市町村教育委員会）の承認を得て教育に関する兼職・兼業に従事する場合
- ④ 休職、停職（地公法第28条、第29条）・・職務に従事させないという処分の性質上当然のことである。なお、地公法第55条の2の第1項ただし書の規定により、在籍専従の許可を受けた場合は、休職になるからここに含まれる。
- ⑤ 育児休業（育休法第2条）
- ⑥ 自己啓発等休業（地公法第26条の5）
- ⑦ 大学院修学休業（教特法第26条）

(B)条例に
定め
ある場合

- ① 休暇制度
有給休暇・・年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇など
無給休暇・・県教育委員会が必要と認めたもの
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日・・特に命じられない限り勤務しなくてよい。
- ③ 職務に専念する義務の特例に関する条例による場合（狭義）・・厚生計画の実施に参加する場合、研修を受ける場合、その他人事委員会規則で定める場合には職務専念義務が免除される。

(参 考)

教義第286号
令和7年4月1日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長
(公印省略)

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の取扱いについて（通知）

「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」（昭和29年条例第27号）の取扱いについて下記のとおり改正します。

貴職におかれましては、貴所管の各小中学校への周知を図るとともに、今回の改正の趣旨に則り、その施行に遺漏のないようご配慮願います。

記

[概要]

（１）早出遅出勤務及び弾力的な休憩時間の対象の拡大

- ・対象となる「小学校等に就学している子」の要件をさらに限定することとしている規定（放課後等デイサービス等を利用する子の送迎のみ）を削除し、要件を緩和する。
- ・特殊の疾病にかかっている職員を対象に追加する。

（２）育児のための時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大

- ・対象となる子を「小学校就学の始期に達するまでの子」（改正前は3歳に満たない子）とする。

（３）子の看護休暇の対象拡大及び名称変更

- ・対象に中学校就学の始期に達するまでの孫を追加し、休暇の名称を「子の看護等休暇」に改める。
- ・学校保健安全法第20条の規定による学校の休業等を事由に追加する。

（４）仕事と介護の両立のための措置等

- ・内容については別途通知します。

（１）～（４）：山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正
山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正

教育庁義務教育課 人事担当
055-223-1757[直通]

○山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の取扱いについて

最終改正：令和7年4月1日

(令和7年4月1日施行)

第1 業務による疲労蓄積防止又は感染拡大防止のための早出遅出勤務【条例第4条】

- 1 市町村（組合）教育委員会（市町村（組合）教育委員会の規定により、決裁の権限を持つ所属長等。以下同じ。）は、次の場合に、業務の都合を考慮して、日ごとかつ職員ごとに始業時刻及び終業時刻を早く又は遅くする勤務時間の割り振り変更を行うことができる。なお、職員個人の自己都合による勤務時間の割り振り変更は認めないものであること。
 - ① 正規の勤務時間を超えて、早朝から行う業務や深夜にわたる業務に携わる場合
 - ② 市町村（組合）教育委員会が個々の職員の時間外勤務の状況及び体調を考慮して、勤務時間の割り振り変更を適当と判断した場合
 - ③ 市町村（組合）教育委員会が感染症のまん延防止を目的として執務室内の密度を緩和するため、勤務時間の割り振り変更を適当と判断した場合
- 2 割り振り変更を行う場合には、勤務時間は、休憩時間を除く7時間45分を、午前5時以後の15分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後10時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については45分とする。
- 3 市町村（組合）教育委員会は、前日までに様式1により該当職員に通知すること。
- 4 特定の期間連続して早朝から行う業務や夜間にわたる業務に携わる職員については、あらかじめ期間を指定して勤務時間の割り振りを変更することができる。ただし、市町村（組合）教育委員会が業務に支障が生じると認める場合は、その都度当該職員に対して変更前の勤務時間への割り振り直しを前日中に命じること。
- 5 制度の趣旨にかんがみ、市町村（組合）教育委員会は当該勤務時間の割り振り変更を行った場合には、原則として当日の時間外勤務を命令しないこと。

第2 週休日の振替等【条例第6条】

- 1 週休日の振替等に係る制度を適用できる業務は、週休日に行う以外に代替のきかない業務を行う場合に限られるものであり、おおむね次のような業務とする。
 - ① 入学試験、各種行事・大会等で職員が従事することを必要とする業務
 - ② 選挙管理事務など臨時的な業務で事前に勤務の必要が予定できる業務
- 2 割り振り変更前の勤務時間（週38時間45分）を超えることがないよう、同一週内（特別の形態によって勤務する必要がある職員にあっては、同一割り振り期間内）にある勤務日に週休日の振替等を行うこと。

したがって、一般の勤務形態の職員の場合、日曜日に勤務を命ずる場合は、その日曜日の直後の月曜日から金曜日までの日に、土曜日に勤務を命ずる場合には、その土曜日の直前の月曜日から金曜日までの日に週休日の振替等を行うこと。

- 3 同一週内の週休日の振替等が明らかに困難であると認められる場合には、勤務日となる週休日から4週間前の日から、勤務日となる週休日から8週間後までの期間内で週休日の振替等を行うことができる。
この場合において、割振り変更前の勤務時間（週38時間45分）を超えることとなるため、超えた時間に対しては時間外勤務手当（25／100）を支給すること。（管理職手当、教職調整額を支給される職員を除く。）
- 4 正規の勤務時間が7時間45分を超える日は、週休日の振替の対象としないこと。
- 5 1日の勤務時間又は4時間の勤務時間を超えて勤務を命ずる場合には、それを超える期間は、時間外勤務の扱いとなること。
- 6 振替後の再振替は、制度の趣旨からできないこと。
- 7 週休日の振替等は別添様式2「週休日の振替簿」により職員に通知し（学校職員勤務時間規則第4条第2項）、当該文書は2年間保存すること。

第3 休憩時間の延長又は追加【条例第7条】

- 1 休憩時間を延長又は追加するための申出は、別添様式3により行い、市町村（組合）教育委員会の承認を得ること。
- 2 当該申出に係る子又は要介護者の状況に変更が生じた場合は、別添様式4により市町村（組合）教育委員会に届出を行うこと。
- 3 休憩時間の延長及び追加並びに早出遅出勤務は、要件に該当する限り組み合わせて利用することができる。
- 4 市町村（組合）教育委員会は、「公務の運営の支障の有無」の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合的に勘案して行うこと。

第4 育児、介護、修学、障害又は時差通勤のための早出遅出勤務【条例第9条の2】

- 1 条例第9条の2第1項各号に掲げる職員が早出遅出勤務を行う場合、当該職員の勤務時間は、休憩時間を除く7時間45分を、午前7時以後の15分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後10時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については45分とする。
- 2 早出遅出勤務の申出は別添様式5により行い、市町村（組合）教育委員会の承認を得ること。
- 3 当該申出に係る子又は要介護者の状況に変更が生じた場合は、別添様式4により市町村（組合）教育委員会に届出を行うこと。また、修学の状況又は通勤混雑の緩和の状況に変更が生じたときは別添様式5の2により、障害の状況に変更が生じたときは別添様式5の3により市町村（組合）教育委員会に届出を行うこと。
- 4 市町村（組合）教育委員会は、「公務の運営の支障の有無」の判断に当たっては、申出に係る時期における職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合的に勘案して行うこと。

- 5 市町村（組合）教育委員会は、職員から早出遅出勤務の申出があり、勤務時間をその職員の希望するとおりに割り振ることができない場合には、その旨を当該職員に通知すること。なお、障害の特性等に応じた勤務のために早出遅出勤務を申し出た職員に対しては、別添様式6により通知するとともに、当該職員からの求めに応じて、その理由を説明すること。

第5 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限【条例第9条の3 第2・3項】

- 1 第2項及び第3項中「小学校就学の始期に達するまで」とは、その子が6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日までをいう。

第6 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求方法等【条例第9条の3】

- 1 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求は別添様式7により行い、市町村（組合）教育委員会の承認を得ること。
- 2 当該請求に係る子又は要介護者の状況に変更が生じた場合は、別添様式4により市町村（組合）教育委員会に届出を行うこと。

第7 子の看護等休暇【条例第15条別表中13】

- 1 別表（第15条関係）13の項中「看護」とは、予防接種又は健康診断を受けさせることをいうものであり、「予防接種」、「健康診断」には法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものも含まれるものであること。
- 2 使用可能日数は、対象となる子が2人以上いる場合には、子1人につき5日間までしか取得できないものではなく、同一の子について10日間取得することも可能であること。
- 3 入学等の事由により、子の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合は、入学等の時点における休暇の残日数（残日数が5日を超えるときは、5日）の範囲内で休暇を取得することができる。
- 4 市町村（組合）教育委員会は、子又は孫の負傷、疾病等の確認のため、必要に応じて医師の診断書等の提出を求めること。

第8 短期の介護休暇【条例第15条別表中17】

- 1 使用可能日数は、要介護状態にある対象家族が2人以上いる場合には、当該家族1人につき5日間までしか取得できないものではなく、同一の者について10日間取得することも可能であること。
- 2 死亡等の事由により、要介護者の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合は、死亡等の時点における休暇の残日数（残日数が5日を超えるときは、5日）の範囲内で休暇を取得することができる。

- 3 職員は短期の介護休暇を請求する際、別添様式8を提出した上で休暇を請求するものとする。
- 4 市町村（組合）教育委員会は、要介護者の状態、職員との続柄等の確認のため、必要に応じて戸籍抄本又は住民票、及び医師の診断書等の提出を求めること。

第9 休日の代休日【条例第11条】

- 1 休日代休制度を適用できる業務は、休日に行う以外に代替のきかない業務を行う場合に限られ、週休日の振替等に係る制度を適用できる業務と同様の業務とする。
- 2 代休日の指定は別添様式9「休日代休日指定簿」により職員に通知し当該文書は2年間保存すること。

第10 子育て時間【条例第15条の2】

- 1 子育て時間の請求は、「子育て時間願簿」（市町村（組合）教育委員会の定める様式）により行うこと。
- 2 市町村（組合）教育委員会は、子育て時間を承認した場合には、速やかに義務教育課に報告すること。
また、勤務しない1時間について勤務1時間あたりの給与額を減額するため、「賃金カット通知書」を福利給与課に提出し、人給システムへ所要の入力を行うこと。

第11 介護休暇及び介護時間【条例第16条、第16条の2】

- 1 介護休暇及び介護時間の請求は、それぞれ、「介護休暇願簿」及び「介護時間願簿」（いずれも、市町村（組合）教育委員会の定める様式）により行うこととし、次の書類を添付すること。
 - ① 被介護者に係る医師の診断書（単に老齢により介護を要する場合には民生委員の証明書でも可能）
 - ② 戸籍抄本等（職員と被介護者の関係が確認できる書類）
- 2 市町村（組合）教育委員会は、介護休暇及び介護時間を承認した場合には、速やかに義務教育課に報告すること。
また、勤務しない1時間について勤務1時間あたりの給与額を減額するため、「賃金カット通知書」を福利給与課に提出し、人給システムへ所要の入力を行うこと。
- 3 介護休暇期間中（断続又は時間単位での利用の場合を除く。）は、その職員の業務を他の職員で処理することが困難であると認められるときは、臨時的任用教職員で代替措置する。

第12 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の取扱い【条例第15条別表の附表、条例第16条】

- 1 条例第16条第1項及び別表の附表中の「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」には、職員とパートナーシップにある者であって次のいずれかに該当するもの（以下、「パートナーシップ宣誓をした相手方」という。）を含むものとする。

- ① 山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定により有効なパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けているもの
 - ② 山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に定めるパートナーシップ宣誓制度と同等の水準にあると認められる他の地方公共団体のパートナーシップに関する制度により、当該地方公共団体から、パートナーであることを宣誓したことを証する有効な書類の交付を受けているもの
- 2 市町村（組合）教育委員会は、職員がパートナーシップ宣誓をした相手方に係る休暇等を取得する場合、当該休暇等の取得に必要な書類に加え、宣誓の状況を確認するため、必要に応じてパートナーシップ宣誓をした相手方であることの証明（山梨県パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ宣誓書（受付印が押印されたものに限る。）及び山梨県パートナーシップ宣誓書受領証の写し等）の提出を求めること。

※ 職員がパートナーシップ宣誓をした相手方に関して取得できる休暇等

介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限（条例第9条の3）、忌引・婚姻休暇・配偶者出産休暇・育児参加休暇・短期の介護休暇（条例第15条別表）、介護休暇（条例第16条）、介護時間（条例第16条の2）

(参 考)

教 総 第 5 5 号
令和 7 年 4 月 1 日

各県立学校長 殿

教 育 次 長

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正及び条例の取扱いについて（通知）

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されます。

貴職におかれましては、次の事項について遺漏のないよう配慮されるとともに、所属職員に対してもこの旨周知願います。

（制度改正の概要）

（１）早出遅出勤務及び弾力的な休憩時間の対象の拡大

- ・対象となる「小学校等に就学している子」の要件をさらに限定することとしている規定（放課後等デイサービス等を利用する子の送迎のみ）を削除し、要件を緩和する。
- ・特殊の疾病にかかっている職員を対象に追加する。

（２）育児のための時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大

- ・対象となる子を「小学校就学の始期に達するまでの子」（改正前は 3 歳に満たない子）とする。

（３）子の看護休暇の対象拡大及び名称変更

- ・対象に中学校就学の始期に達するまでの孫を追加し、休暇の名称を「子の看護等休暇」に改める。
- ・学校保健安全法第 20 条の規定による学校の休業等を事由に追加する。

（４）仕事と介護の両立のための措置等

- ・内容については別途通知します。

（１）～（４）：山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正
山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正

教育庁総務課 行政管理担当 055-223-1742 [直通] 教育庁高校教育課 人事担当 055-223-1758 [直通]
--

○山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の取扱いについて

最終改正：令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 4 月 1 日施行)

第 1 業務による疲労蓄積防止又は感染拡大防止のための早出遅出勤務【条例第 4 条】

- 1 所属長は、次の場合に、業務の都合を考慮して、日ごとかつ職員ごとに始業時刻及び終業時刻を早く又は遅くする勤務時間の割り振り変更を行うことができる。なお、職員個人の自己都合による勤務時間の割り振り変更は認めないものであること。
 - ① 正規の勤務時間を超えて、早朝から行う業務や深夜にわたる業務に携わる場合
(街頭キャンペーン、早朝調査、用地交渉、住民説明会、庁内電算システムの維持管理業務など)
 - ② 所属長が個々の職員の時間外勤務の状況及び体調を考慮して、勤務時間の割り振り変更を適当と判断した場合
 - ③ 所属長が感染症のまん延防止を目的として執務室内の密度を緩和するため、勤務時間の割り振り変更を適当と判断した場合
- 2 割り振り変更を行う場合には、勤務時間は、休憩時間を除く 7 時間 45 分を、午前 5 時以後の 15 分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後 10 時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、①及び②の場合においては正午から午後 1 時まで又は午後 5 時 15 分から午後 6 時 15 分までの 1 時間とし、③の場合においては午前 11 時から午後 2 時までの間又は午後 4 時 15 分から午後 7 時 15 分までの間における連続する 1 時間とする。
- 3 所属長は、前日までに様式 1 により該当職員に通知するとともに、勤務状況システムが利用可能な職員については、システムに割り振り変更後の勤務時間を入力すること。
- 4 特定の期間連続して早朝から行う業務や夜間にわたる業務に携わる職員については、あらかじめ期間を指定して勤務時間の割り振りを変更することができる。ただし、所属長が業務に支障が生じると認める場合は、その都度当該職員に対して変更前の勤務時間への割り振り直しを前日中に命じること。
- 5 制度の趣旨にかんがみ、所属長は当該勤務時間の割り振り変更を行った場合には、原則として当日の時間外勤務を命令しないこと。
- 6 業務の性質上、始業の時刻を午前 5 時より前に、又は終業の時刻を午後 10 時より後に設定する必要がある場合には、様式 1 の 2 により、教育長あてに申請すること。
- 7 管理職が当該勤務時間の割り振り変更の対象となる場合には、様式 1 の 2 により、教育長あてに申請すること。

第 2 週休日の振替等【条例第 6 条】

- 1 週休日の振替等に係る制度を適用できる業務は、週休日に行う以外に代替のきかない業務を行う場合に限られるものであり、おおむね次のような業務とする。

- ① 職員の採用試験、入学試験、県民の日などの各種行事・大会等で職員が従事することを必要とする業務
 - ② 選挙管理事務など臨時的な業務で事前に勤務の必要が予定できる業務
- 2 割振り変更前の勤務時間（週 3 8 時間 4 5 分）を超えることがないように、同一週内（特別の形態によって勤務する必要がある職員にあっては、同一割振り期間内）にある勤務日に週休日の振替等を行うこと。
したがって、一般の勤務形態の職員の場合、日曜日に勤務を命ずる場合は、その日曜日の直後の月曜日から金曜日までの日に、土曜日に勤務を命ずる場合には、その土曜日の直前の月曜日から金曜日までの日に週休日の振替等を行うこと。
 - 3 同一週内の週休日の振替等が明らかに困難であると認められる場合には、勤務日となる週休日から 4 週間前の日から、勤務日となる週休日から 8 週間後までの期間内で週休日の振替等を行うことができる。
この場合において、割振り変更前の勤務時間（週 3 8 時間 4 5 分）を超えることとなるため、超えた時間に対しては時間外勤務手当（2 5 / 1 0 0）を支給すること。
 - 4 正規の勤務時間が 7 時間 4 5 分を超える日は、週休日の振替の対象としないこと。
 - 5 1 日の勤務時間又は 4 時間の勤務時間を超えて勤務を命ずる場合には、それを超える期間は、時間外勤務の扱いとなること。
 - 6 振替後の再振替は、制度の趣旨からできないこと。
 - 7 週休日の振替等は別添様式 2（旧第 4 号様式）「週休日の振替簿」により職員に通知し（学校職員勤務時間規則第 4 条第 2 項）、当該文書は 2 年間保存すること。

第 3 休憩時間の延長又は追加【条例第 7 条】

- 1 休憩時間を延長又は追加するための申出は、別添様式 3 により行い、所属長の承認を得ること。ただし、在宅勤務の適切な実施を確保するための移動時間に充てる場合又は在宅勤務中に育児又は介護を行う場合については、当面は運用しないものとし、知事部局及び教育委員会事務局で実施する在宅勤務の状況を踏まえ、運用方法を検討の上、運用を開始することとする。
- 2 当該申出に係る子又は要介護者の状況に変更が生じた場合は、別添様式 4 により所属長に届出を行うこと。
- 3 休憩時間の延長及び追加並びに早出遅出勤務は、要件に該当する限り組み合わせて利用することができる。
- 4 所属長は、「公務の運営の支障の有無」の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合的に勘案して行うこと。
- 5 休憩時間の延長及び追加を適用しようとする場合は、勤務状況システムが対応していないため、当面の間、割振り変更後の勤務時間をシステムに入力しないこととする。なお、休憩時間の延長及び追加を適用する日について休暇又は振替等の申請を行うにあたってシステムを利用する場合には、これらを適用しない日の勤務時間に読み替えて申請を行うこと。

第4 育児、介護、修学、障害又は時差通勤のための早出遅出勤務【条例第9条の2】

- 1 条例第9条の2第1項各号に掲げる職員が早出遅出勤務を行う場合、当該職員の勤務時間は、休憩時間を除く7時間45分を、午前7時以後の15分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後10時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、1時間又は45分とする。
- 2 早出遅出勤務の申出は別添様式5により行い、所属長の承認を得ること。
- 3 当該申出に係る子又は要介護者の状況に変更が生じた場合は、別添様式4により所属長に届出を行うこと。また、修学の状況又は通勤混雑の緩和の状況に変更が生じたときは別添様式5の2により、障害の状況に変更が生じたときは別添様式5の3により所属長に届出を行うこと。
- 4 所属長は、「公務の運営の支障の有無」の判断に当たっては、申出に係る時期における職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合的に勘案して行うこと。
- 5 所属長は、職員から早出遅出勤務の申出があり、勤務時間をその職員の希望するとおりに割り振ることができない場合には、その旨を当該職員に通知すること。なお、障害の特性等に応じた勤務のために早出遅出勤務を申し出た職員に対しては、別添様式6により通知するとともに、当該職員からの求めに応じて、その理由を説明すること。
- 6 早出遅出勤務を適用しようとする場合で、勤務状況システムが利用可能な職員のシステムへの入力については、勤務状況システム操作説明書「特例職場用」を参考に割振り変更後の勤務時間を入力すること。

第5 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限【条例第9条の3 第2・3項】

- 1 第2項及び第3項中「小学校就学の始期に達するまで」とは、その子が6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日までをいう。

第6 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求方法等【条例第9条の3】

- 1 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求は別添様式7により行い、所属長の承認を得ること。
- 2 当該請求に係る子又は要介護者の状況に変更が生じた場合は、別添様式4により所属長に届出を行うこと。

第7 子の看護等休暇【条例第15条別表中13】

- 1 別表（第15条関係）13の項中「看護」とは、予防接種又は健康診断を受けさせることをいうものであり、「予防接種」、「健康診断」には法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものも含まれるものであること。
- 2 使用可能日数は、対象となる子が2人以上いる場合には、子1人につき5日間までしか取得できないものではなく、同一の子について10日間取得することも可能であること。

- 3 入学等の事由により、子の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合は、入学等の時点における休暇の残日数（残日数が5日を超えるときは、5日）の範囲内で休暇を取得することができる。
- 4 所属長は、子又は孫の負傷、疾病等の確認のため、必要に応じて医師の診断書等の提出を求めること。

第8 短期の介護休暇【条例第15条別表中17】

- 1 使用可能日数は、要介護状態にある対象家族が2人以上いる場合には、当該家族1人につき5日間までしか取得できないものではなく、同一の者について10日間取得することも可能であること。
- 2 死亡等の事由により、要介護者の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合は、死亡等の時点における休暇の残日数（残日数が5日を超えるときは、5日）の範囲内で休暇を取得することができる。
- 3 職員は短期の介護休暇を請求する際、別添様式8を提出した上で休暇を請求するものとする。
- 4 所属長は、要介護者の状態、職員との続柄等の確認のため、必要に応じて戸籍抄本又は住民票、及び医師の診断書等の提出を求めること。

第9 休日の代休日【条例第11条】

- 1 休日代休制度を適用できる業務は、休日に行う以外に代替のきかない業務を行う場合に限られ、週休日の振替等に係る制度を適用できる業務と同様の業務とする。
- 2 代休日の指定は別添様式9（旧第6号様式）「休日代休日指定簿」により職員に通知し当該文書は2年間保存すること。

第10 子育て時間【条例第15条の2】

- 1 子育て時間の請求は、「子育て時間願簿」（県立学校庶務規程第6号様式の2）により行うこと。
- 2 所属長は、子育て時間を承認した場合には、速やかに教育長に報告すること。
また、勤務しない1時間について勤務1時間あたりの給与額を減額するため、当該月の翌月初日までに、賃金カット通知書を福利給与課に提出すること。

第11 介護休暇及び介護時間【条例第16条、第16条の2】

- 1 介護休暇及び介護時間の請求は、それぞれ「介護休暇願簿」（県立学校庶務規程第6号様式の3）及び「介護時間願簿」（県立学校庶務規程第6号様式の4）により行うこととし、次の書類を添付すること。
 - ① 被介護者に係る医師の診断書（単に老齢により介護を要する場合には民生委員の証明書でも可能）
 - ② 戸籍抄本等（職員と被介護者の関係が確認できる書類）

- 2 所属長は、介護休暇及び介護時間を承認した場合には、速やかに教育長に報告すること。
また、勤務しない1時間について勤務1時間あたりの給与額を減額するため、当該月の翌月初日までに、賃金カット通知書を福利給与課に提出すること。
- 3 介護休暇期間中（断続又は時間単位での利用の場合を除く。）は、その職員の業務を他の職員で処理することが困難であると認められるときは、臨時的任用職員で代替措置する。

第12 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の取扱い

【条例第15条別表の附表、条例第16条】

- 1 条例第16条第1項及び別表の附表中の「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」には、職員とパートナーシップにある者であって次のいずれかに該当するもの（以下、「パートナーシップ宣誓をした相手方」という。）を含むものとする。
 - ① 山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定により有効なパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けているもの
 - ② 山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に定めるパートナーシップ宣誓制度と同等の水準にあると認められる他の地方公共団体のパートナーシップに関する制度により、当該地方公共団体から、パートナーであることを宣誓したことを証する有効な書類の交付を受けているもの
- 2 所属長は、職員がパートナーシップ宣誓をした相手方に係る休暇等を取得する場合、当該休暇等の取得に必要な書類に加え、宣誓の状況を確認するため、必要に応じてパートナーシップ宣誓をした相手方であることの証明（山梨県パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ宣誓書（受付印が押印されたものに限る。）及び山梨県パートナーシップ宣誓書受領証の写し等）の提出を求めること。

※ 職員がパートナーシップ宣誓をした相手方に関して取得できる休暇等

介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限（条例第9条の3）、忌引・婚姻休暇・配偶者出産休暇・育児参加休暇・短期の介護休暇（条例第15条別表）、介護休暇（条例第16条）、介護時間（条例第16条の2）

(参 考)

教 義 第 2 8 7 号
令 和 7 年 4 月 1 日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について（通知）

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されました。

また、これに併せて、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部が改正されるとともに、関連する規則の運用通知についても一部が改正されました。

貴職におかれましては、貴所管の各小中学校への周知を図るとともに、次の事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう配慮願います。

（改正の概要）

（１）早出遅出勤務及び弾力的な休憩時間の対象の拡大

- ・対象となる「小学校等に就学している子」の要件をさらに限定することとしている規定（放課後等デイサービス等を利用する子の送迎のみ）を削除し、要件を緩和する。
- ・特殊の疾病にかかっている職員を対象に追加する。

（２）育児のための時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大

- ・対象となる子を「小学校就学の始期に達するまでの子」（改正前は3歳に満たない子）とする。

（３）子の看護休暇の対象拡大及び名称変更

- ・対象に中学校就学の始期に達するまでの孫を追加し、休暇の名称を「子の看護等休暇」に改める。
- ・学校保健安全法第20条の規定による学校の休業等を事由に追加する。

（４）仕事と介護の両立のための措置等

- ・内容については別途通知します。

添付資料

- 01【新旧】山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例
- 02【新旧】人事委員会規則（学校職員勤務時間規則）
- 03 人事委員会通知（勤務時間規則運用改正通知）
- 04 勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の運用（R7.4.1 施行版）

教育庁義務教育課 人事担当
055-223-1757[直通]

市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

仕事と介護の両立に向けた取り組みの推進について（通知）

人口減少・少子高齢化が加速度的に進行している中で、県民生活の豊かさ向上のため、これまで以上に、全ての世代の職員が高いモチベーションを保ちながら職務を遂行できるよう働きやすい職場環境づくりを推進しているところです。

山梨県庁人事課が行政職員向けに実施した「働きやすい職場づくりに関するアンケート」では、回答者のうち約 11% の職員が普段から介護に、また約 4% の職員が普段から育児及び介護に携わっていることが明らかとなったほか、仕事と家庭の両立の困難さや勤務形態の柔軟性の不足等を問題として挙げている意見も見受けられました。

また、教義第 286 号及び第 287 号にて通知しました、山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）により、仕事と介護の両立のための措置等を行うこととなりました。

以上の背景を踏まえて、職員が仕事と介護の両立を図ることができるよう働きやすい職場づくりを推進していくことが必要であることから、以下のとおり仕事と介護の両立に向けた取り組みを推進することとしました。貴教育委員会におかれましては本取り組みについて御理解いただくとともに、職員が仕事と介護の両立が図れるよう、本通知について管下の小中学校及び全職員への周知と御指導をお願いします。

1 仕事と家庭（子育て・介護）の両立支援に係る相談体制の整備

(1) 仕事と家庭（子育て・介護）両立支援相談員及び仕事と家庭（子育て・介護）両立支援サポーターの指定

校長は、職員の仕事と家庭（子育て・介護）の両立支援に係る相談への助言、仕事と家庭（子育て・介護）の両立支援に係る休暇制度等の周知及び育児休業・介護休暇等の取得の促進を行う、仕事と家庭（子育て・介護）両立支援相談員（以下「両立支援相談員」という。）を指定し、職員に周知するものとする。（※）

また、職員に対して必要なアドバイスを行う仕事と家庭（子育て・介護）両立支援サポーターを指定するとともに、職員に周知するものとする。（※）

※ 校長は、別紙 1 を参考に職員へ周知してください。県立学校では、相談員を校長や教頭等、サポーターを各所属の任意の者としています。

(2) 「仕事と家庭（子育て・介護）両立提案・相談窓口」の設置

職員からの仕事と家庭（子育て・介護）の両立支援に係る相談又は提案を受け、必要なアドバイスを行えるよう、また仕事と家庭（子育て・介護）の両立を目指す取り組みの更なる充実を図れるよう、各教育事務所内と義務教育課人事担当内に「仕事と家庭（子育て・介護）両立提案・相談窓口」を設置するものとする。

2 職員からの介護についての申出があった場合の対応

校長は、職員からの介護についての申出があった場合において職員が仕事と介護の両立を図ることができるよう、各所属の両立支援相談員と連携し、仕事と介護の両立支援制度（※）を紹介するとともに、職員が両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりに努めるものとする。

※ 別紙2「山梨県教育委員会職員仕事と家庭（子育て・介護）両立支援ハンドブック」を参考にしてください。

3 柔軟な働き方に関する支援

市町村（組合）教育委員会及び県教育委員会は、仕事と介護の両立に向けた柔軟な働き方に関する次の（1）～（3）の支援制度を利用していることを理由としていかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

（1）早出遅出勤務の実施勧奨

市町村（組合）教育委員会は、要介護者の介護を行う職員が早出遅出勤務の申出を行った場合において、公務の運営に特段の支障がある場合を除き、その実施を承認するものとする。また、職員が早出遅出勤務の申出を行わない場合においても、当該職員による介護の必要性が判断される場合において、公務運営への特段の支障の有無等を勘案した上で、早出遅出勤務の実施を勧奨するものとする。

（2）高齢者部分休業の取得推奨

市町村（組合）教育委員会は、年齢50歳に達した職員が要介護者の介護等を理由として高齢者部分休業の承認を申請した場合において、公務の運営に特段の支障がある場合を除き、その申請を承認するものとする。

（3）希望降任制度の活用

県教育委員会は、山梨県教育委員会管理職員等の希望降任制度実施要綱※に基づき、職員が介護等を理由として自らの意思により、現に有する職から下位の職又は管理職手当支給職から同手当非支給職へ降任等することの申出があった場合において、職員の希望を最大限尊重するとともに、他の事情も総合的に勘案して決定するものとする。また、降任を認められた職員がその後昇任希望の申出を行った場合において、降任等することの申出があった事情を最大限考慮し、勤務成績等により適当と認められたときは、昇任等させるものとする。

※ 対象となる教員は、校長、副校長、教頭又は主幹教諭の職にある者とする。

4 その他

(1) ハラスメントの防止等

校長及び市町村（組合）教育委員会は、妊娠、出産、育児又は介護に関する制度の利用を阻害するような言動等がないよう、日常的に気配りをするとともに、些細な言動であっても注意を促すなど適切な対応をとるものとする。

(2) 不利益な取扱いの禁止

県教育委員会は、各市町村（組合）教育委員会からの内申や要介護者の介護を行う職員の希望を踏まえた人事配置を行うものとし、要介護者の介護を行っていること及び介護支援制度を利用していることを理由としていかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

校長及び市町村（組合）教育委員会は、人事評価制度の実施に当たり、職員の働き方や労働時間の長さにとらわれず達成した成果と成果をあげるために発揮した創意工夫や高い生産性を評価するとともに、取り組み姿勢についても正當に評価するものとし、要介護者の介護を行っていること及び介護支援制度を利用していることを理由としていかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

(3) 離職・再採用制度の周知 ※教員のみ

校長及び市町村（組合）教育委員会は、職員が要介護者の介護等を理由として退職する際に、「離職・再採用制度」により、退職後5年以内に復職が可能となる場合があることを当該職員に周知するものとする。

教育庁義務教育課 人事担当 電話 055-223-1757

(参 考)

教 義 第 8 1 9 号
令和 6 年 4 月 1 日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

教 育 長

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について（通知）

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されました。

また、これに併せて、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部が改正されるとともに、関連する規則の運用通知についても一部が改正されました。

貴職におかれましては、貴所管の各小中学校への周知を図るとともに、次の事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう配慮願います。

（改正の概要）

（１）追加した休憩時間の延長

- ・休憩時間の追加（最大 1 時間）のみでは必要な時間を確保できない場合に人事委員会規則で定める範囲内（※）で当該休憩時間を延長できることとする。

※①在宅勤務のための住居と通常の勤務場所との間の移動に要する時間、又は②在宅勤務の直前又は直後に行う、小学校就学の始期に達するまでの子若しくは小学校に就学している子の養育又は要介護者の介護に要する時間が 1 時間を超える場合には、当該移動又は当該養育若しくは介護に要する時間の範囲内で、15 分を単位として、1 時間から延長することができる（追加した休憩時間を延長した場合でも、始業の時刻は午前 7 時以後に、終業の時刻は午後 10 時以前に設定するものとする。）。

（２）学校行事参加休暇の対象となる子の範囲の拡大

- ・対象となる子の範囲を、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（改正前は中学校修了前の子）まで拡大する。

※取得できる日数等その他の要件に変更なし

（３）男性職員の育児参加休暇の名称変更

- ・特別休暇の名称を「男性職員の育児参加休暇」から「育児参加休暇」に変更する。

義務教育課人事担当
055-223-1757（内 8219）

(県立学校長あて)

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
の施行等について（通知）（抜粋）

平成22年6月22日

教 義 第 1233 号

一 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限等

1 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について

【条例第9条の2、規則第7条の2・第7条の3・第7条の4、規則運用通知第3の2関係】

(1) 改正の概要

職員の配偶者が常態として子を養育できる場合であっても、育児を行う職員の早出遅出勤務ができることとした。

(2) 留意事項

ア 休憩時間を除き連続する7時間45分を勤務時間とすること。

イ 始業時刻は、午前7時以降15分毎の割振りとすること。

ウ 休憩時間は、午前11時30分から午後1時30分まで又は午後5時から午後7時までのいずれかの時間帯に45分の休憩時間を置くものとする。

エ 学校長は、職員から請求書の提出があった場合、公務の正常な運営を妨げるかどうかについて、速やかに当該請求に係る職員（以下「請求者」という。）に対し通知するものとし、公務の正常な運営を妨げる日があることが明らかとなった場合にあっては、当日の前日までに当該請求者に対し、その旨を通知するものとする。

学校長は、公務の正常な運営に支障がある場合を除き、請求者の業務の状況を考慮して、請求者の勤務時間の割振りを行い、早出遅出勤務時間の前日までに請求者に早出遅出勤務をさせるものとする。

ここで、「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容及び業務量、当該請求に係る期間について当該請求者の業務を処理するための分担の変更の難易等を総合的に勘案して行うこと。

オ 学校長は、早出遅出勤務の状況を半期ごとに義務教育課に報告するものとする。

2 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限について

【条例第9条の3、規則第7条の5・第7条の6・第7条の7・第7条の8・第7条の9・第7条の10・第7条の11、規則運用通知第3の3・第3の4関係】

(1) 改正の概要

ア 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員又は要介護者の介護を行う職員から請求があった場合に、深夜における勤務の制限又は時間外勤務の制限（一定時間内）を行う従来からの規定に加え、3歳に満たない子を養育する職員から請求があった場合、時間外勤務を免除する規定を設けた。

イ 職員の配偶者が常態として子を養育できる場合であっても、時間外勤務の制限の請求ができることとした。

(2) 留意点

ア 「小学校就学の始期に達するまで」とは、その子が6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日までをいう。

イ 「3歳に満たない」とは、満3歳の誕生日の前日までをいう。

ウ 職員が、3歳に満たない子を養育するためにする時間外勤務の免除の請求（条例第9条の3第2項）に係る期間と、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにする時間外勤務の制限（条例第9条の3第3項）に係る期間は重複することができないこと。

3 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求方法等

（1）育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求は別添様式1により行い、学校長の承認を得ること。

（2）当該請求に係る子又は要介護者の状況に変更が生じた場合は、別添様式2により学校長に届出を行うこと。

（3）一人一台パソコンの職員ポータル利用可能者、勤務状況システムにより請求を行うことができるものとする。

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務を適用しようとする場合の勤務状況システムへの入力については、勤務状況システム操作説明書「特例職場用」を参考に割振り変更後の勤務時間を入力すること。

二 子の看護休暇

【条例第15条・別表中12、規則第22条の2、運用通知第11の2関係】

（1）改正の概要

ア 5日以内としていた子の看護休暇の取得可能日数を、中学校就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する場合には10日以内に拡充した。

イ 従前の取得要件（養育する子が負傷又は疾病にかかった場合）に加え、「疾病の予防を図るために必要なその子の世話」を新たな取得要件として追加した。

（2）留意点

ア 子の看護にあたっては、他に看護可能な家族等がいる場合であっても、職員が子の看護を行う必要があり、実際にその看護に従事する場合には、認められるものであること。

イ 「疾病の予防を図るために必要なその子の世話」とは、予防接種又は健康診断を受けさせることをいうものであり、「予防接種」、「健康診断」には法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものも含まれるものであること。

ウ 取得可能日数について、年の途中で対象となる子の人数に変更があった場合は、その休暇の際の子の人数で判断するものであること（年度途中で対象となる子が複数から1人になった場合で、取得済の日数が5日を超えている場合の残日数は0日となる）。

（3）子の看護休暇の請求方法

ア 学校長は、当該子の職員との同居の有無、当該子の負傷・疾病等の状況、看護への従事の有無について確認の上、承認すること。

イ 子の負傷、疾病等の確認には必ずしも医師の診断書等は必要ないが、必要に応じて提出を求めること。

ウ 取得の単位は、1日又は1時間を単位とする。この場合において、1時間を単位とする子の看護休暇を日に換算する場合、7時間45分をもって1日とする。

三 短期の介護休暇（新設）

【条例第15条・別表中15、規則第23条の3、規則運用通知第11の4関係】

(1) 制度の概要

要介護者（条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者）の介護その他の世話をを行う場合、5日（要介護者が2人以上の場合、10日）以内の特別休暇が取得できることとした。

(2) 留意点

ア 「その他の世話」とは、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をいう。

イ 取得可能日数について、年の途中で対象となる要介護者の人数に変更があった場合は、その休暇の際の要介護者の人数で判断するものであること（年度途中で対象となる要介護者が複数から1人になった場合で、取得済の日数が5日を超えている場合の残日数は0日となる）。

(3) 短期の介護休暇の請求方法

ア 職員は短期の介護休暇を請求する際、別添様式3を提出した上で休暇を請求するものとする。

イ 学校長は、職員が提出した別添様式3に記載された休暇の対象となる要介護者について、条例第16条第1項及び規則第7条の10第1項の要件（要介護者と職員との続柄及び要介護者の状態）を満たしていることについて確認の上、承認すること。

ウ 職員との続柄、要介護者の状態等の確認には必ずしも戸籍抄本、住民票、医師の診断書等はいらないが、必要に応じて提出を求めることができるものであること。

エ 取得の単位は、1日又は1時間を単位とする。この場合において、1時間を単位とする短期の介護休暇を日に換算する場合、7時間45分をもって1日とする。

四 勤務時間短縮等に伴う週休日等の取り扱いについて

1 正規の勤務時間に係る規定（条例第3条～第6条）

- ・ 職員の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり原則38時間45分であること（第3条第1項）。
- ・ 1日の勤務時間は、原則7時間45分であること（第4条第2項）。
- ・ 週休日は、原則4週8休であること（第5条第2項）。
- ・ 休日に勤務を命じた場合には、代休日を指定することができ（第11条第1項）、当該休日に勤務した場合には、職員は当該代休日には勤務することを要しない（第11条第2項）こと。

2 山梨県職員給与条例（昭和27年山梨県条例第39号）

ア 週休日の振替等によって、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えた部分については、時間外勤務手当を支給すること（給与条例第26条第2項）。

イ 休日の代休日に勤務した場合には休日勤務手当等を支給すること（給与条例第27条）。

3 週休日及び勤務時間の割振り

条例、規則等において規定の整備を行っている。週休日及び勤務時間の割振りについての取扱い は従来と同様であるが、次の事項に留意すること。

- ・ 特別の形態によって勤務する必要がある職員については、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならないこと。
- ・ 学校長は、職員の週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合には、速やかにその内容を明示し、週休日の振替等を行った場合には、速やかにその内容を職員に通知すること。

4 週休日の振替等（条例第6条、規則第3条）

（1）週休日の振替

ア 学校長は、週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、代わりに他の勤務日の勤務時間を当該週休日に割り振り、他の勤務日を週休日とすることができる。

イ 振替により勤務日となる日の勤務時間は、週休日となる勤務日の始業時刻から終業時刻までの時間帯に割り振るものとする。

ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが学校運営上特に必要である場合には、この限りではない。

（2）4時間の勤務時間の割振り変更

ア 学校長は、週休日に特に4時間の勤務を命ずる必要がある場合には、代わりに他の勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られた日を除く。）の勤務時間から4時間の勤務時間を除くことができる。

イ 4時間の勤務時間を除く場合には、その始業の時刻から連続し、又は終業の時間まで連続する4時間の勤務時間を除くこと。

ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが学校運営上特に必要である場合には、この限りではない。

（3）週休日の振替等の期間等

ア 従来と同様、割振り変更前の勤務時間（週38時間45分）を超えることがないように、週休日の振替等を行うこと。

イ 学校運営上の必要性等から、やむを得ず同一週を超える期間において週休日の振替等を行った結果（勤務日となる週休日から4週間前の日から、勤務日となる週休日から8週間後までの期間内で週休日の振替等を行うことができる。）、職員が割振り変更前の勤務時間（週38時間45分）を超え、かつ、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対しては、時間外勤務手当（25／100）を支給すること。（教育職員に支給なし）

（4）週休日の振替等の留意点

ア 週休日の振替等に係る制度を適用する業務に従事する職員は、必要最小限度とすること。

イ 週休日の振替等を行った後において、

（ア） 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにすること

（イ） 勤務時間が割り振られた日が引き続き24日を超えないようにすること。

ウ 振替後の再振替は、制度の趣旨からできないこと。

（5）振替簿の作成

週休日の振替等は「週休日の振替簿」様式4（旧第2号様式）により職員に通知し（規則第4条第2項）、当該文書は2年間保存すること。

5 休日代休制度

休日（国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）代休制度は総労働時間の短縮、休日数の確保、さらには職員の健康及び福祉への配慮の観点から導入したものである。

（1）制度の内容

ア 学校長は、休日に特に勤務することを命じた場合には、あらかじめ代休日を指定することができること（条例第11条第1項）。

イ 代休日を指定できるのは、その休日の全勤務時間に勤務を命じた場合に限るものであること。したがって、休日の全勤務時間に満たない時間の勤務を命じた場合には、休日勤務手当を支給する必要があること。（教育職員には支給なし）

ウ 代休日は、その休日から8週間後の期間内にあり、かつ、その休日の全勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた日（休日除く。）であること（規則第8条第1項）。

エ 職員は、その休日に全勤務時間を勤務した場合には、指定された代休日には勤務を免除されるものであること（条例第11条第2項）。

(2) 手続き

代休日の指定は「休日代休日指定簿」様式5（旧第1号様式）により職員に通知し当該文書は2年間保存すること。

(3) 休日代休日の指定の留意点

ア 休日代休制度を適用する業務に従事する職員は、必要最小限度とすること。

イ 学校長は、職員からあらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出があった場合には、学校運営上の点から勘案し適当と認めた場合に限り代休日を指定しないものとする（規則第8条第2項）。

6 休暇請求の手続き

学校長は、傷病休暇、特別休暇について、その事由を確認する必要がある場合には、医師の診断書その他証明書類の提出を求めることができること（規則第39条第2項）。なお、職員は、傷病休暇、特別休暇（忌引を除く。）を得ようとする場合で引き続き7日を超える休暇の承認を求めるに当たっては、医師の診断書その他証明書類をあわせて提出又は提示すること。

7 介護休暇制度

高齢化社会の到来により職員が家族の介護を行う場合が増加するとともに、介護の形態も多様化していくことが予想されたことから、導入したものである。

(1) 制度の内容

ア 介護休暇の取得要件（条例第16条第1項、規則第29条第1項及び第2項）

職員が、次の者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

- ・ 配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、孫（その父母のいずれもが死亡している者）

イ 介護休暇の期間

介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の範囲内において必要と認める期間であること。

ウ 介護休暇の利用の方法

(ア) 一定期間連続して又は断続して利用できる。休暇の単位は1日又は1時間（規則第29条第3項）であり、これらの組み合わせも可能。

ただし、時間単位で利用する場合には、1日を通じ始業時刻から連続又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とし、勤務時間の中途での取得は認められないものであること（規則第29条第4項）。

(イ) 利用開始時の申請は、2週間以上の期間にわたって行うものであること。

(ウ) 6月の範囲内であれば、再申請、延長又は中途変更ができること。

エ 給与の取扱い

勤務しない1時間について勤務1時間あたりの給与額を減額するものであること（条例第16条第3項）。

(2) 手続き

ア 介護休暇願簿の提出

職員が、介護休暇を得ようとするときは、その休暇の期間の始まる日の前日から1週間前の日(規則第37条第1項)までに、「介護休暇願簿」(山梨県立学校処務規程第6号様式の2)を学校長に提出すること。(再申請、延長又は中途変更の場合も同様)。

ただし、3週間以上連続して休暇を得ようとする場合(断続又は時間単位を除く。)には、1月前までに提出すること(再申請、延長又は中途変更の場合も同様)。

イ 添付書類

利用開始時の請求の際には、次の書類を添付すること。

- ・ 被介護者に係る医師の診断書(単に老齢により介護を要する場合には民生委員の証明書でも可能)
- ・ 戸籍抄本等(職員と被介護者の関係が確認できる書類)

ウ 学校長の手続き

(ア) 介護休暇を承認した場合には、速やかに県教育委員会に報告すること。

(イ) 勤務しない1時間について勤務1時間あたりの給与額を減額するため、「賃金カット通知書」により翌月の例月始で入力すること。

(3) 看護のための休暇との関係

介護休暇の取得要件を満たす者については、看護のための休暇は認めない。

五 「山梨県職員の修学部分休業に関する条例の制定について」(平成17年4月1日教総第61号)の改正について

上記通知については、次のとおり改める。

1 概要中「週20時間」を「当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1」に改める。

平成23年3月31日 教義第4131号改正

義務教育課人事担当

Tel 055-223-1757

(参 考)

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（抜粋）

昭和44年 1 月 1 日

山梨県人事委員会規則第 4 号

（年次有給休暇の日数）

第 9 条の 2 条例第13条第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

二 （略）

2～5 （略）

（年次有給休暇の繰越し）

第10条 条例第13条第 2 項の人事委員会規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の残日数が20日を超えない職員にあっては当該残日数（1日未満の端数があるときはこれを1日の年次有給休暇の残日数とした日数）、20日を超える職員にあっては20日とする。

（年次有給休暇の単位）

第11条 年次有給休暇は、1日を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

一 次の各号から第 4 号までに掲げる職員職員以外の職員 7 時間45分

二 育児休業法第10条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に定める時間数

イ 育児休業法第10条第 1 項第 1 号 3 時間55分

ロ 育児休業法第10条第 1 項第 2 号 4 時間55分

ハ 育児休業法第10条第 1 項第 3 号又は第 4 号 7 時間45分

三 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）

勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

四 不斉一型短時間勤務職員（第 2 号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。）
7 時間45分

3 年次有給休暇の残日数のすべてを使用とする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

（休暇の日数及び期間の計算）

第30条 条例第12条に規定する休暇の日数及び期間の計算は、次の基準による。

一 年次有給休暇は、暦年による。

二 年次有給休暇の日数には、週休日、休日及び代休日を含まない。

三 傷病休暇、特別休暇（夏季休暇を除く。）、介護休暇及び無給休暇の期間には、週休日、条例第 9 条の 4 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を含むものとする。

（年次有給休暇の届出）

第35条 年次有給休暇の付与を受けようとする職員は、あらかじめ時季を指定した書面等（書面

又は電子的方式、磁気的方式・・・以下略）を県教育委員会に届け出なければならない。

ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ届け出られなかった場合には、その事由がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

（傷病休暇及び特別休暇の請求等）

第36条 傷病休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその事由、期間等を書面等に記載して、県教育委員会に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 産前休暇を受けようとする女性職員は、あらかじめその事由、期間等を書面等に記載して、県教育委員会に申し出なければならない。

3 女性職員が出産したときは、当該女性職員は、その旨を速やかに県教育委員会に届け出るものとする。

（介護休暇の請求）

第37条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、その事由、期間等を書面に記載して県教育委員会に請求しなければならない。

2 前項の場合において、条例第16条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

（無給休暇の請求）

第38条 無給休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその事由、期間等を書面に記載して、県教育委員会に請求しなければならない。

（休暇の承認の決定等）

第39条 第36条第1項、第37条第1項又は前条の請求があった場合においては、県教育委員会は速やかに承認するかどうかを決定するものとする。

2 県教育委員会は、傷病休暇、特別休暇、介護休暇又は無給休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、医師の診断書その他証明書類の提出を求めることができる。

別表（第9条の2関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

平成22年6月22日 人委規則第31号

(参 考)

教義第4240号
平成22年2月22日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則等の一部改正について（通知）

このことについて、平成21年12月24日付け教義第3559号で通知しているとおり、「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」等が一部改正され、平成22年4月1日から施行されます。

これに伴い、別添のとおり人事委員会規則等が改正されていますので、貴管内の各小中学校への周知を図るとともに、内容にご留意のうえ、円滑な運用をお願いします。

つきましては、関連する規程等がございましたら、改正の手続きをお願いします。

なお、「山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程」が改正されていますので、参考を送付します。

（添付資料）

- 1 「山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」（平成22年1月28日梨人委第1359号）
- 2 「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の運用についての一部改正について」（平成22年1月28日梨人委第1375号）
- 3 「職務に専念する義務の特例に関する規則の運用についての一部改正について」（平成22年1月28日梨人委第1382号）
- 4 「山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令」（平成22年2月18日教育委員会訓令第4号）

山梨県教育庁
義務教育課 人事担当
055-223-1757

〔別添〕

○ 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正

〔第3条 週休日の振替等〕

- ・勤務時間短縮に伴い、半日勤務時間を4時間勤務時間に改正

〔第9条 年次有給休暇の日数〕

- ・育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次有給休暇の日数を次のとおり改正

（1） 斉一型短時間勤務職員

（1週間ごとの勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である短時間勤務職員）
 $20日 \times (1週間の勤務日 / 5)$

（2） 不斉一型短時間勤務職員（斉一型短時間勤務職員以外の短時間勤務職員）

$(155時間 \times (1週間の勤務時間 / 38時間45分))$
7時間45分

[第9条の3 年次有給休暇の日数]

- ・勤務形態を変更した場合の年次有給休暇の日数の算定方法を規定

- (1) 年の初日に勤務形態を変更した場合の年次有給休暇の日数
＝当該年の初日に付与される日数 ＋ 前年からの繰越日数
- (2) 年の初日後に勤務形態を変更した日の年次有給休暇の日数
＝（当該年の初日に付与される日数× ①～④の率）
＋前年からの繰越日数 －勤務形態変更の日の前日までに使用した日数
- (3) 同一年に二度の勤務形態変更をした場合
二度目の勤務形態変更をした日の年次有給休暇
＝（当該年の初日に付与される日数× ①～④の率× ①～④の率）
＋前年からの繰越日数 －勤務形態変更の日の前日までに使用した日数

※ただし、算定した勤務形態変更後の年次有給休暇の日数が、変更の日の前日の日数を下回る場合には、変更の日の前日の年次有給休暇の日数とする。

- ①斉一型育児短時間勤務を始める、または終える場合及び斉一型育児短時間勤務から勤務形態を異にする斉一型短時間勤務職員となる場合

(勤務形態変更後における1週間当たりの勤務日数)
(勤務形態変更前における1週間当たりの勤務日数)

- ②不斉一型育児短時間勤務を始める、または終える場合及び不斉一型育児短時間勤務から勤務形態を異にする不斉一型短時間勤務職員となる場合

(勤務形態変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数)
(勤務形態変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数)

- ③斉一型育児短時間勤務から勤務形態の異なる不斉一型育児短時間勤務に変更する場合

(勤務形態変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数)
勤務形態変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間
45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数

- ④不斉一型育児短時間勤務から勤務形態の異なる斉一型育児短時間勤務に変更する場合

(勤務形態変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間
45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数)
(勤務形態変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数)

[第11条 年次有給休暇の単位]

- ・半日単位を廃止（旧規則第1項、第3項）
- ・育児短時間勤務職員等に関し、1時間単位のみとする規定を削除（旧規則第2項）
- ・1時間単位で使用した年次有給休暇の日への換算方法を改正（第2項）

- (1) イ 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分
ロ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分
ハ 育児休業法第10条第1項第3号又は4号 7時間45分
- (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間数
- (3) 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分
- (4) (1)～(3)以外の職員 7時間45分

・年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合に、1時間未満の端数があるときは残日数のすべてを使用することができることを規定（第3項）

**[第22条の2 子の看護休暇、第23条 配偶者出産休暇、
第23条の2 男性職員の育児参加休暇]**

- ・特別休暇のうち、時間単位で取得できる「子の看護休暇」、「配偶者出産休暇」及び「男性職員の育児参加休暇」の残日数のすべてを使用しようとする場合に、1時間未満の端数があるときは残日数のすべてを使用することができることを規定

[附則]

- ・施行日前日までに使用した年次有給休暇の残日数に半日単位の年次有給休暇がある場合、4時間とみなして残日数を算定することを規定

- 「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の運用についての一部改正」、「職務に専念する義務の特例に関する規則の運用についての一部改正」

別紙参照

- 山梨県立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正

[第2条 一週間の勤務時間]

- ・再任用短時間勤務職員の一週間当たりの勤務時間の範囲を改正
(旧) 16時間から32時間までの範囲内
→ (新) 15時間30分から31時間までの範囲内

[第3条 週休日及び勤務時間]

- ・通常の学校職員の一日の勤務時間を改正
(旧) 8時間 → (新) 7時間45分
- ・再任用短時間勤務職員の日当たりの勤務時間の範囲を改正
(旧) 8時間を超えない範囲内
→ (新) 7時間45分を超えない範囲内

[第5条 その他の特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日等]

- ・特別の形態によって勤務する必要がある職員一週間当たりの勤務時間の範囲を改正
(旧) 毎4週間について40時間
→ (新) 毎4週間について38時間45分

[第6条 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更]

- ・勤務時間短縮に伴い、半日勤務時間を4時間勤務時間に改正
(旧) 半日勤務時間の割振り変更
→ (新) 4時間勤務時間の割振り変更

各県立学校長 殿

教 育 長

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則等の一部改正について（通知）

このことについて、平成21年12月24日付け教義第3559号で通知しているとおり、「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」等が一部改正され、平成22年4月1日から施行されます。

これに伴い、別添のとおり人事委員会規則等が改正されていますので、内容に留意のうえ、円滑な運用をお願いします。

（添付資料）

- 1 「山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」（平成22年1月28日梨人委第1359号）
- 2 「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の運用についての一部改正について」（平成22年1月28日梨人委第1375号）
- 3 「職務に専念する義務の特例に関する規則の運用についての一部改正について」（平成22年1月28日梨人委第1382号）
- 4 「山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令」（平成22年2月18日教育委員会訓令第4号）

義務教育課 人事担当
055-223-1757

〔別添〕

○ 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正

〔第3条 週休日の振替等〕

- ・勤務時間短縮に伴い、半日勤務時間を4時間勤務時間に改正

〔第9条 年次有給休暇の日数〕

- ・育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次有給休暇の日数を次のとおり改正
 - （1）斉一型短時間勤務職員
(1週間ごとの勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である短時間勤務職員)
 $20日 \times (1週間の勤務日 / 5)$
 - （2）不斉一型短時間勤務職員（斉一型短時間勤務職員以外の短時間勤務職員）
 $(155時間 \times (1週間の勤務時間 / 38時間45分))$
7時間45分

[第9条の3 年次有給休暇の日数]

- ・勤務形態を変更した場合の年次有給休暇の日数の算定方法を規定
 - (1) 年の初日に勤務形態を変更した場合の年次有給休暇の日数
＝当該年の初日に付与される日数 ＋ 前年からの繰越日数
 - (2) 年の初日後に勤務形態を変更した日の年次有給休暇の日数
＝（当該年の初日に付与される日数× ①～④の率）
＋前年からの繰越日数 －勤務形態変更の日の前日までに使用した日数
 - (3) 同一年に二度の勤務形態変更をした場合
二度目の勤務形態変更をした日の年次有給休暇
＝（当該年の初日に付与される日数× ①～④の率× ①～④の率）
＋前年からの繰越日数 －勤務形態変更の日の前日までに使用した日数
- ※ただし、算定した勤務形態変更後の年次有給休暇の日数が、変更の日の前日の日数を下回る場合には、変更の日の前日の年次有給休暇の日数とする。
- ①斉一型育児短時間勤務を始める、または終える場合及び斉一型育児短時間勤務から勤務形態を異にする斉一型短時間勤務職員となる場合
$$\frac{(\text{勤務形態変更後における1週間当たりの勤務日数})}{(\text{勤務形態変更前における1週間当たりの勤務日数})}$$
 - ②不斉一型育児短時間勤務を始める、または終える場合及び不斉一型育児短時間勤務から勤務形態を異にする不斉一型短時間勤務職員となる場合
$$\frac{(\text{勤務形態変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数})}{(\text{勤務形態変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数})}$$
 - ③斉一型育児短時間勤務から勤務形態の異なる不斉一型育児短時間勤務に変更する場合
$$\frac{(\text{勤務形態変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数})}{\left(\begin{array}{l} \text{勤務形態変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間} \\ \text{45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数} \end{array} \right)}$$
 - ④不斉一型育児短時間勤務から勤務形態の異なる斉一型育児短時間勤務に変更する場合
$$\frac{(\text{勤務形態変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間} \\ \text{45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数})}{(\text{勤務形態変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数})}$$

[第11条 年次有給休暇の単位]

- ・半日単位を廃止（旧規則第1項、第3項）
- ・育児短時間勤務職員等に関し、1時間単位のみとする規定を削除（旧規則第2項）
- ・1時間単位で使用した年次有給休暇の日への換算方法を改正（第2項）
 - (1) イ 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分
ロ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分
ハ 育児休業法第10条第1項第3号又は4号 7時間45分
 - (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間数
 - (3) 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分
 - (4) (1)～(3)以外の職員 7時間45分
- ・年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合に、1時間未満の端数があるときは残日数のすべてを使用することができることを規定（第3項）

第22条の2 子の看護休暇、第23条 配偶者出産休暇、

第23条の2 男性職員の育児参加休暇]

- ・特別休暇のうち、時間単位で取得できる「子の看護休暇」、「配偶者出産休暇」及び「男性職員の育児参加休暇」の残日数のすべてを使用しようとする場合に、1時間未満の端数があるときは残日数のすべてを使用することができることを規定

[附則]

- ・施行日前日までに使用した年次有給休暇の残日数に半日単位の年次有給休暇がある場合、4時間とみなして残日数を算定することを規定

- 「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の運用についての一部改正」、「職務に専念する義務の特例に関する規則の運用についての一部改正」

別紙参照

○ 山梨県立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正

[第2条 一週間の勤務時間]

- ・再任用短時間勤務職員の一週間当たりの勤務時間の範囲を改正
(旧) 16時間から32時間までの範囲内
→ (新) 15時間30分から31時間までの範囲内

[第3条 週休日及び勤務時間]

- ・通常の学校職員の一日の勤務時間を改正
(旧) 8時間 → (新) 7時間45分
- ・再任用短時間勤務職員の一日常当たりの勤務時間の範囲を改正
(旧) 8時間を超えない範囲内
→ (新) 7時間45分を超えない範囲内

[第5条 その他の特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日等]

- ・特別の形態によって勤務する必要がある職員一週間当たりの勤務時間の範囲を改正
(旧) 毎4週間について40時間
→ (新) 毎4週間について38時間45分

[第6条 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更]

- ・勤務時間短縮に伴い、半日勤務時間を4時間勤務時間に改正
(旧) 半日勤務時間の割振り変更
→ (新) 4時間勤務時間の割振り変更

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例及び山梨
県学校職員給与条例の一部を改正する条例等の施行
に伴う職員の勤務時間の短縮等について（通知）

このことについて、一般職の国家公務員の勤務時間の短縮等にかんがみ、別添のとおり「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例」及び「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例」が平成21年12月15日付けで公布され、平成22年4月1日から施行（新条例による育児短時間勤務及び修学部分休業の申請等に係る経過措置については、公布日施行）されることとなりました（関連する人事委員会規則については、別途改正予定）。

これにより学校職員の勤務時間が短縮され、関連する条例が別添のとおり改正されていますので、今後の取扱に遺漏のないよう、お願いします。

なお、貴管内の各小中学校への周知についても併せてお願いします。

山梨県教育庁
義務教育課 人事担当
055-223-1757

[別添]

○ 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例

1 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正

[第3条 一週間の勤務時間]

- ・ 通常の学校職員の一週間の勤務時間を改正（第1項）
（旧）40時間 → （新）38時間45分
- ・ 再任用短時間勤務職員の一週間当たりの勤務時間の範囲を改正（第3項）
（旧）16時間から32時間までの範囲内
→ （新）15時間30分から31時間までの範囲内
- ・ 任期付短時間勤務職員の勤務時間の上限を改正（第4項）
（旧）32時間 → （新）31時間

[第4条 週休日及び勤務時間の割振り]

- ・ 月曜日から金曜日の5日間に割り振る通常の学校職員の勤務時間を改正（第2項）
（旧）1日につき8時間 → （新）1日につき7時間45分

[第7条 休憩時間]

- ・ 1時間の休憩時間を置く場合の1日の勤務時間について改正（第1項）
（旧）8時間を超える場合に、1時間の休憩時間
→ （新）7時間45分を超える場合に、1時間の休憩時間

2 山梨県学校職員給与条例の一部改正

[第19条 勤務1時間当たりの給与額の算出]

- ・ 勤務1時間当たりの給与額を算出する際乗じる率について改正
(旧) 8 → (新) 7.75

[別添]

○ 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

1 山梨県職員給与条例の一部改正

[第26条 時間外勤務手当]

- ・ 短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間外にした勤務に対する手当の算出方法等について改正（第3項及び第4項）

[第30条 勤務1時間当たりの給与額の算出]

- ・ 勤務1時間当たりの給与額を算出する際乗じる率について改正
(旧) 8 → (新) 7.75

2 山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

[第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態]

- ・ 通常の職員の勤務時間の短縮に伴い、交替制職場等特別の勤務形態によって勤務する職員の育児短時間勤務の形態（1週間当たりの勤務時間）を改正
(旧) 20時間、24時間又は25時間
→ (新) 19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分

※ 通常の勤務形態によって勤務する職員の育児短時間勤務の形態は、地方公務員育児休業法の一部改正により対応済み。

3 山梨県職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

[第2条 修学部分休業の承認]

- ・ 修学部分休業の取得可能時間及び取得単位時間について改正（第1項）
(旧) 1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、30分を単位

↓

(新) 1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位

4 経過措置

- ・ 上記2及び3の改正について、平成22年4月1日以後において当該条例に基づく育児短時間勤務又は修学部分休業をするため当該条例の規定による承認等を受けようとする職員は、平成22年4月1日前においても当該承認等を請求することができる。

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例及び山梨
県学校職員給与条例の一部を改正する条例等の施行
に伴う職員の勤務時間の短縮等について（通知）

このことについて、一般職の国家公務員の勤務時間の短縮等にかんがみ、別添のとおり「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例」及び「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例」が平成21年12月15日付けで公布され、平成22年4月1日から施行（新条例による育児短時間勤務及び修学部分休業の申請等に係る経過措置については、公布日施行）されることとなりました（関連する人事委員会規則、訓令等については、別途改正予定）。

これにより学校職員の勤務時間が短縮され、関連する条例が別添のとおり改正されていますので、今後の取扱に遺漏のないよう、お願いします。

義務教育課 人事担当
055-223-1757

[別添]

○ 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例

1 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正

[第3条 一週間の勤務時間]

- ・ 通常の学校職員の一週間の勤務時間を改正（第1項）
（旧）40時間 → （新）38時間45分
- ・ 再任用短時間勤務職員の一週間当たりの勤務時間の範囲を改正（第3項）
（旧）16時間から32時間までの範囲内
→ （新）15時間30分から31時間までの範囲内
- ・ 任期付短時間勤務職員の勤務時間の上限を改正（第4項）
（旧）32時間 → （新）31時間

[第4条 週休日及び勤務時間の割振り]

- ・ 月曜日から金曜日の5日間に割り振る通常の学校職員の勤務時間を改正（第2項）
（旧）1日につき8時間 → （新）1日につき7時間45分

[第7条 休憩時間]

- ・ 1時間の休憩時間を置く場合の1日の勤務時間について改正（第1項）
（旧）8時間を超える場合に、1時間の休憩時間
→ （新）7時間45分を超える場合に、1時間の休憩時間

2 山梨県学校職員給与条例の一部改正

[第19条 勤務1時間当たりの給与額の算出]

- ・ 勤務1時間当たりの給与額を算出する際乗じる率について改正
(旧) 8 → (新) 7.75

[別添]

○ 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

1 山梨県職員給与条例の一部改正

[第26条 時間外勤務手当]

- ・ 短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間外にした勤務に対する手当の算出方法等について改正（第3項及び第4項）

[第30条 勤務1時間当たりの給与額の算出]

- ・ 勤務1時間当たりの給与額を算出する際乗じる率について改正
(旧) 8 → (新) 7.75

2 山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

[第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態]

- ・ 通常の職員の勤務時間の短縮に伴い、交替制職場等特別の勤務形態によって勤務する職員の育児短時間勤務の形態（1週間当たりの勤務時間）を改正
(旧) 20時間、24時間又は25時間
→ (新) 19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分

※ 通常の勤務形態によって勤務する職員の育児短時間勤務の形態は、地方公務員育児休業法の一部改正により対応済み。

3 山梨県職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

[第2条 修学部分休業の承認]

- ・ 修学部分休業の取得可能時間及び取得単位時間について改正（第1項）
(旧) 1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、30分を単位

↓

(新) 1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位

4 経過措置

- ・ 上記2及び3の改正について、平成22年4月1日以後において当該条例に基づく育児短時間勤務又は修学部分休業をするため当該条例の規定による承認等を受けようとする職員は、平成22年4月1日前においても当該承認等を請求することができる。

各市町村(組合)教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

完全学校週 5 日制の実施に伴う学校職員の勤務時間の取扱い等について（通知）

完全学校週 5 日制の実施に伴い、山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）の一部を改正する訓令が平成14年 3 月28日付けで公布され、平成14年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

このため、貴教育委員会におかれましては「〇〇市（町村）立学校職員の勤務時間に関する規程」について所要の改正をしていただき、次のとおり取り扱われるようお願いいたします。

なお、これに伴い、平成 4 年 7 月 1 日付け教職第 7－12号で通知した「学校職員の週40時間勤務制の実施に伴う事務取扱について」及び平成 7 年 2 月16日付け教職第 2－39号で通知した「月 2 回の学校週 5 日制の実施に伴う学校職員の勤務時間の取扱い等について」は廃止します。

1 教育職員について

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の適用を受ける学校職員のうち、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者に限る。）の週休日及び勤務時間の割振りについては、毎日曜日及び学校週 5 日制の休業土曜日（平成 7 年 4 月以降の毎月の第 2 土曜日及び第 4 土曜日）を週休日とすることに加えて、毎52週間につき、学校教育法施行令第 30条に基づき当該学校を設置する市町村（組合）教育委員会が学校管理規則により定める休業日のうち 7 日以上適切な日を週休日として設け、かつ、当該52週間における勤務時間が平均して週当たり40時間となるように勤務時間の割振りを行う、いわゆる「まとめ取り方式」については廃止し、毎土曜日及び毎日曜日を週休日とすること。

なお、比較的小規模な学校等については、現行の週休日及び勤務時間の割振り当初から、学校経営上のやむを得ない事由等により、4 月 1 日以降においても週休日を指定しているところもあるので、必要のある市町村（組合）教育委員会において経過措置（※参考）を設けること。

ただし、この適用については、完全学校週 5 日制による毎日曜日及び毎土曜日が週休日となっていることにかんがみ、地域住民等に誤解を招くことのないよう慎重に対応すること。

2 学校事務職員及び学校栄養職員について

学校事務職員及び学校栄養職員については、毎土曜日及び毎日曜日を週休日とすること。

3 週休日の振替等

週休日の振替等については、平成 6 年12月21日付け教職第12-56号で通知した「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和29年山梨県条例第27号）等の一部改正について」の 4 によること。

4 その他の留意事項

- (1) いわゆる「まとめ取り方式」の廃止により、夏季、冬季等における長期間の学校の休業日（長期休業期間という。以下同じ。）に勤務を要する日が増えることを踏まえ、各学校においては児童生徒等の実態等に応じた適切な教育活動の工夫、教員の資質能力の向上を図るため、各学校における計画的な研修の実施など、学校教育の一層の充実を図る観点から、長期休業期間中における勤務時間の有効活用を図ること。
- (2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条第2項に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、給与上も有給の扱いとされていることなどを踏まえ、地域住民等から見ても研修としてふさわしい内容・意義を有することはもとより、真に教員の資質向上に資するものとなるよう、事前の研修計画書や研修後の報告書の提出等により、研修内容の把握・確認を徹底すること。

※参考 経過措置の記載例

この割合の施行の際、現にこの訓令による改正前の市町村立学校職員の勤務時間に関する規程第○条第○項の規定により割り振られた週休日は、教育委員会の承認を得た場合において、改正後の市町村立学校職員の勤務時間に関する規程にかかわらず、平成14年8月31日までの間は、なお、割り振られた週休日としての効力を有する。

義務教育課人事担当

055-223-1757

(参 考)

教 義 第 2 5 3 号
平成30年4月1日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

**山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業
に関する条例の一部改正について（通知）**

「山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例」の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されました。

貴職におかれては、貴所管の各小中学校に周知するとともに今回の改正の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮をお願いします。

○改正の概要

職員が要介護者の介護をするために高齢者部分休業をしている場合において、当該要介護者が死亡し、又は介護施設等に入所したことにより当該高齢者部分休業の申請理由が消滅したときであって、当該職員から当該高齢者部分休業の承認の取消しの申出があったときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消すことを明文化したものであること。

義務教育課人事担当
Tel 0 5 5 - 2 2 3 - 1 7 5 7

(参 考)

教 総 第 3 5 号
平成30年4月1日

各課（所・館）長

殿

各 県 立 学 校 長

教 育 長

**山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業
に関する条例の一部改正について（通知）**

「山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例」の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されます。

貴職におかれては、今回の改正内容に留意し、職員に周知するとともに事務手続に遺漏のないようお願いします。

○改正の概要

職員が要介護者の介護をするために高齢者部分休業をしている場合において、当該要介護者が死亡し、又は介護施設等に入所したことにより当該高齢者部分休業の申請理由が消滅したときであつて、当該職員から当該高齢者部分休業の承認の取消しの申出があつたときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消すことを明文化したものであること。

総務課行政管理担当
055-223-1742（直通）
内 8072（県庁内線）

(参 考)

教 義 第 2 4 9 号
平成30年4月1日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

山梨県学校職員の勤務時間条例等の一部改正及び取扱いについて（通知）

「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」（昭和29年条例第27号）の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されました。

貴職におかれては、貴所管の各小中学校に周知するとともに今回の改正の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮をお願いします。

〔改正の概要〕

○ 「子育て時間」制度の創設

小学校に就学している子を養育するため、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる「子育て時間」の制度を創設する。

なお、給与額については、勤務しない1時間につき、1時間あたりの給与額を減額する。（「学校職員勤務時間条例」第15条の2）

※現行の育児のための「部分休業」については、小学校就学前までの子を対象としているが、「子育て時間」によって、小学校に就学している子を対象として「部分休業」と同様の休暇取得が可能となる。

	部分休業	子育て時間【新設】
対象	小学校就学の始期に達するまでの子	小学校に就学している子
取得時間	勤務時間始め又は終わりにおいて1日につき最大2時間（30分単位）	
給与	勤務しない1時間につき、1時間あたりの給与額を減額	

義務教育課人事担当
Tel 055-223-1757

(参 考)

教 総 第 2 6 号
平成 3 0 年 4 月 1 日

各 課 (所 ・ 館) 長

殿

各 県 立 学 校 長

教 育 長

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正及び取扱いについて（通知）

「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」（昭和 2 8 年条例第 5 号）及び「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」（昭和 2 9 年条例第 2 7 号）の一部を改正し、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行されます。

貴職におかれては、今回の改正の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮をお願いします。

なお、「取り扱い」については、従前の条例施行通知の内容を整理したものであり、これまでの取り扱いと変更があるものではありません。

〔改正の概要〕

○ 「子育て時間」制度の創設

小学校に就学している子を養育するため、1 日につき 2 時間の範囲内で勤務しないことができる「子育て時間」の制度を創設する。

なお、給与額については、勤務しない 1 時間につき、1 時間あたりの給与額を減額する。（「県職員勤務時間条例」第 1 4 条の 2 「学校職員勤務時間条例」第 1 5 条の 2）

※現行の育児のための「部分休業」については、小学校就学前までの子を対象としているが、「子育て時間」によって、小学校に就学している子を対象として「部分休業」と同様の休暇取得が可能となる。

	部分休業	子育て時間【新設】
対象	小学校就学の始期に達するまでの子	小学校に就学している子
取得時間	勤務時間始め又は終わりにおいて 1 日につき最大 2 時間（3 0 分単位）	
給与	勤務しない 1 時間につき、1 時間あたりの給与額を減額	

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部
改正に伴う無給休暇の取扱いについて（通知）

「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」（昭和 2 9 年条例第 2 7 号）の一部が改正され、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行されました。

このうち、無給休暇に係る条項（学校職員勤務時間条例 第 1 7 条）の改正については、時間単位の無給休暇の取得について明確化したものですが、「通院のための休暇の取扱いについて（通知）」（平成 3 0 年 2 月 1 日付け教義第 3 8 8 1 号）の内容も踏まえ、この条例の改正による無給休暇の取扱いは次のとおりとなりますので、貴職におかれては、貴所管の各小中学校に周知するとともに今回の改正の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮をお願いします。

1 傷病休暇が認められない場合における休暇の取扱いについて

傷病休暇は、「その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇」（学校職員勤務時間条例 第 1 4 条）であり、障害年金の受給対象となる疾病が傷病休暇の要件に該当するか否かについては、週休日や勤務時間外に療養を実施することの支障の有無等で判断する必要があることから、医療機関の診療時間、職員の病状、主治医の判断等に鑑みて、当該疾病の療養を勤務時間内に実施しなければならない特段の事由の有無により判断する必要がある。その判断の結果、傷病休暇として認められない場合には、年次有給休暇の取得が想定されるが、年次有給休暇の残日数がなくなってしまった場合に、直ちに欠勤とならないよう、無給休暇の取得を認めるものである。

2 傷病休暇が認められない場合の事務処理について

無給休暇については、勤務しなかった時間に応じて給与を減額するものであるから、各所属において事務処理を次のとおり行うこと。

○日、時間単位での休暇取得

勤務しなかった時間に応じて翌月給与額から減額することから、各所属において事務処理を次のとおり行うこと。

- ① 月ごとに時間数を合計し、人事給与システムの「給与業務」の中の「賃金カット情報」において、時間数及び事由を入力すること。
- ② 「賃金カット通知書」を例月給与の入力締切日の前日までに教育事務所を經由し、福利給与課長まで提出すること。

義務教育課人事担当

Tel 0 5 5 - 2 2 3 - 1 7 5 7

各課（所・館）長

殿

各 県 立 学 校 長

教 育 長

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の
一部改正に伴う無給休暇の取扱いについて（通知）

「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」（昭和 2 8 年条例第 5 号）及び「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」（昭和 2 9 年条例第 2 7 号）の一部が改正され、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行されます。

このうち、無給休暇に係る条項（「県職員勤務時間条例」第 1 6 条、「学校職員勤務時間条例」第 1 7 条）の改正については、時間単位の無給休暇の取得について明確化したものですが、「通院のための休暇の取扱いについて（通知）」（平成 3 0 年 1 月 2 2 日付け教総第 3 1 8 9 号）の内容も踏まえ、この条例の改正による無給休暇の取扱いは次のとおりとなりますので、貴職におかれましては、今回の改正の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮をお願いします。

なお、運用の際に個々の事例で疑義が生じた場合（一度判断した事例がその後の病状の進行等により変化した場合を含む。）には、県立学校の教員については高校教育課、その他職員については総務課への相談をお願いします。

1 傷病休暇が認められない場合における休暇の取扱いについて

傷病休暇は、「その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇」（「県職員勤務時間条例」第 1 3 条、「学校職員勤務時間条例」第 1 4 条）であり、障害年金の受給対象となる疾病が傷病休暇の要件に該当するか否かについては、週休日や勤務時間外に療養を実施することの支障の有無等で判断する必要があることから、医療機関の診療時間、職員の病状、主治医の判断等に鑑みて、当該疾病の療養を勤務時間内に実施しなければならない特段の事由の有無により判断する必要がある。その判断の結果、傷病休暇として認められない場合には、年次有給休暇の取得が想定されるが、年次有給休暇の残日数がなくなってしまった場合に、直ちに欠勤とならないよう、無給休暇の取得を認めるものである。

2 傷病休暇が認められない場合の事務処理について

無給休暇については、勤務しなかった時間に応じて給与を減額するものであるから、各所属において事務処理を次のとおり行うこと。

（1）日単位での休暇取得

無給休暇の承認請求に基づき、予め給与を減額して支給することから、各所属での事務処理は不要。

(2) 時間単位での休暇取得

勤務しなかった時間に応じて翌月給与額から減額することから、各所属において事務処理を次のとおり行うこと。

- ③ 月ごとに時間数を合計し、人事給与システムの「給与業務」の中の「賃金カット情報」において、時間数及び事由を入力すること。(本庁職員分については、入力係総務課で対応)
- ④ 「賃金カット通知書」を例月給与の入力締切日の前日までに福利給与課長まで提出すること。

※時間単位での休暇取得の場合であって、給与支給額の1/3を超える額を減額しようとするときには、減額して支給することができないため、納入通知書による対応となること。(各所属による事務処理なし。休暇取得者あてに納入通知書が送付される。)

総務課行政管理担当
055-223-1742 (直通)
内 8072 (県庁内線)

各市町村(組合)教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

通院のための休暇の取り扱いについて（通知）

通院やリハビリテーションなど、勤務時間外に療養を実施してもその目的を損なうおそれがない場合には、職員の意志により、傷病休暇ではなく、「山梨県学校職員勤務時間等に関する条例（昭和29年条例第27号）」第17条に規定する無給休暇として承認することとしましたので、貴職におかれては、貴所管の各小中学校に周知するとともに今回の改正の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮をお願いします。

なお、これらの場合に限らず、傷病休暇の取扱いとして、勤務時間外に当該傷病に係る療養を実施してもその目的を損なうおそれのない場合には、休暇を承認しないことができるものなので、このことに改めて留意頂き、制度の適切な運用に努められるようお願いいたします。

1 対象となる疾病

学校保健安全法施行規則又は山梨県教育委員会安全衛生管理規程に基づく勤務の軽減措置（B-1）の決定を受けた疾病のうち、通院やリハビリテーションなど、勤務時間外にその療養を実施してもその目的を損なうおそれのないもので、その療養を勤務時間内に行おうとするものとする。

具体的には、人工透析療法若しくは在宅酸素療法を行っている場合及び心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器若しくは人工弁を装着している場合などの障害年金の受給対象となる疾病については、その症状が固定し、通院の時期を変更してもその療養の目的を達せられることから、傷病休暇ではなく無給休暇により承認することとなる。

なお、本休暇は、学校保健安全法施行規則又は山梨県教育委員会安全衛生管理規程に基づく勤務の軽減措置（B-1）の決定を受けていることが前提となるので、在宅酸素療法などのように勤務の軽減措置（B-1）を行っていないものについては、従来どおり年次有給休暇によることとなる。

2 取得期間及び単位

当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位とする。

3 給与等の扱い ※現時点での制度設計案。条例等の改正（H30.2議会）により正式決定

- ① 給 与 ：勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- ② 期 末 手 当 ： 在 職 期 間 の 計 算 に お い て 休 暇 期 間 の 全 期 間 を 除 算 す る 。
（勤務しない時間の合計が30日を超える場合）
- ③ 勤 勉 手 当 ：勤務期間の計算において休暇期間の全期間を除算する。
- ④ 退 職 手 当 ：除算しない。
- ⑤ 昇給区分：基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない場合には昇給区分D

4 休暇の申請方法

学校保健安全法施行規則又は山梨県教育委員会安全衛生管理規程に基づく勤務の軽減措置（B-1）の決定を受けた場合で、かつ職員が通院のための休暇を受けようとする場合には、各市町村（組合）立学校処務規程等に規定する無給休暇承認申請書に勤務の軽減措置の決定通知書を添付し、所属長を経由し、市町村（組合）教育委員会へ提出すること。

5 事務処理

無給休暇を承認した場合は、勤務しなかった時間に応じて給与を減額するものであり、各所属において事務処理を次のとおり行うこと。

- （１）月ごとに時間数を合計し、人事給与システムの「給与業務」の中の「賃金カット情報」において、時間数及び事由を入力すること。
- （２）「賃金カット通知書」を例月給与の入力締切日の前日までに教育事務所を経由し、福利給与課長まで提出すること。

6 適用日

平成３０年４月１日

義務教育課人事担当
Tel 055-223-1757

各課室（所・館）長 殿
各県立学校長 殿

教 育 長

通院のための休暇の取り扱いについて（通知）

通院やリハビリテーションなど、勤務時間外に療養を実施してもその目的を損なうおそれがない場合には、職員の意志により、傷病休暇ではなく、「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年条例第5号）」第16条又は「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和29年条例第27号）」第17条に規定する無給休暇として承認することとしましたので、所属職員に周知するとともに取扱いについて遺漏のないよう通知します。

なお、これらの場合に限らず、傷病休暇の取扱いとして、勤務時間外に当該傷病に係る療養を実施してもその目的を損なうおそれのない場合には、休暇を承認しないことができるものなので、このことに改めて留意頂き、制度の適切な運用に努められるようお願いします。

1 対象となる疾病

総括安全衛生管理者による養護措置（B-1）の決定を受けた疾病のうち、通院やリハビリテーションなど、勤務時間外にその療養を実施してもその目的を損なうおそれのないもので、その療養を勤務時間内に行おうとするものとする。

具体的には、人工透析療法若しくは在宅酸素療法を行っている場合及び心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器若しくは人工弁を装着している場合などの障害年金の受給対象となる疾病については、その症状が固定し、通院の時期を変更してもその療養の目的を達せられることから、傷病休暇ではなく無給休暇により承認することとなる。

なお、本休暇は、総括安全衛生管理者による養護措置（B-1）の決定を受けていることが前提となるので、在宅酸素療法などのように勤務時間の短縮などの養護措置（B-1）を行っていないものについては、従来どおり年次有給休暇によることとなる。

2 取得期間及び単位

当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位とする。

3 給与等の扱い ※現時点での制度設計案。条例等の改正（H30.2議会）により正式決定

- ① 給 与 ：勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- ② 期末手当：在職期間の計算において休暇期間の全期間を除算する。（勤務しない時間の合計が30日を超える場合）
- ③ 勤勉手当：勤務期間の計算において休暇期間の全期間を除算する。
- ④ 退職手当：除算しない。
- ⑤ 昇給区分：基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない場合には昇給区分D

4 休暇の申請方法

「山梨県教育委員会安全衛生管理規程（昭和53年山梨県教育委員会訓令甲第3号）」第16条に基づく総括安全衛生管理者への届出後、養護措置（B-1）の決定を受けた場合で、かつ職員が通院のための休暇を受けようとする場合には、無給休暇願簿に養護措置決定通知書（写）を添付し、所属を經由して県立学校の教員については、高校教育課、それ以外の職員については総務課まで提出すること。

5 事務処理

無給休暇を承認した場合は、勤務しなかった時間に応じて給与を減額するものであり、各所属において事務処理を次のとおり行うこと。

（1）月ごとに時間数を合計し、人事給与システムの「給与業務」の中の「賃金カット情報」において、時間数及び事由を入力すること。

（本庁職員分については、入力総務課で対応）

（2）「賃金カット通知書」を例月給与の入力締切日の前日までに福利給与課長まで提出すること。

6 代替職員の措置

休暇期間中は、その職員の業務を他の職員で処理することが困難であると認められるときは、非常勤職員で代替措置を行う。

7 適用日

平成30年4月1日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

高齢者部分休業の取扱いについて（通知）

このことについては、最近の社会情勢の変化に鑑み、働きながら介護がしやすい環境の整備などを図るため、山梨県職員の修学部分休業に関する条例（平成 1 7 年山梨県条例第 2 号）が一部改正され、平成 2 9 年 4 月 1 日から高齢者部分休業制度が導入されたところです。

今回の制度導入に伴い、市町村（組合）立学校に勤務する職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 7 条第 1 項に規定する県費負担教職員で、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く職員。以下「職員」という。）に係る高齢者部分休業の取扱い等については、山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例及び山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規則並びに平成 2 9 年 4 月 1 日付け義教第 4 2 4 号教育長通知「山梨県職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について」のほか本通知によることとしたので、事務処理に遺憾のないようお願いします。

1. 高齢者部分休業制度の趣旨

高齢者部分休業の制度は、加齢による諸事情への対応等のため、定年退職日まで勤務時間を短縮することができることとするもので、家族の介護や職員自身の通院といった加齢による諸事情への対応や、地域ボランティア活動への従事など地域貢献等を想定していること。

2. 高齢者部分休業の申請

- (1) 高齢者部分休業の承認の申請は、職員が、年齢 5 0 歳に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後の日を高齢者部分休業の初日として、定年退職日までの全期間により行うものであること。
- (2) 高齢者部分休業の取得時間は、当該職員の 1 週間あたりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、5 分を単位とし、日単位又は時間単位で取得することも可能であること。
- (3) 高齢者部分休業の承認の請求は、別紙 1 「高齢者部分休業承認申請書」により、当該部分休業を始めようとする日の一月前までに、学校長を経由して、市町村（組合）教育委員会あてに行うものであること。

3. 高齢者部分休業の承認

- (1) 高齢者部分休業の承認は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の規定により、市町村(組合)教育委員会が行うものであること。
- (2) 市町村(組合)教育委員会は、高齢者部分休業の申請があった場合には、公務の運営に支障がないと認めるときに、これを承認すること。
- (3) この場合、公務の運営に支障がないかどうかは、申請に係る期間における職員の業務内容及び業務量、当該申請に係る期間について当該申請をした職員の業務分担の変更や代替職員の採用等の措置の難易等を総合的に勘案すること。
- (4) また、高齢者部分休業の始期は、原則として、年度の始期とすることが望ましく、市町村(組合)教育委員会は、高齢者部分休業を承認しようとする場合には、原則として、前年度の12月末日までに県教育委員会と協議し、承認を得ること。
- (5) 市町村(組合)教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申請を行った職員に対して証明書類の提出を求めることができること。

4. 高齢者部分休業時間の延長

- (1) 既に高齢者部分休業の承認を受けている職員は、市町村(組合)教育委員会あて、休業時間の延長を申請できるものであること。
- (2) 高齢者部分休業の時間の延長の申出は、別紙2「高齢者部分休業時間延長承認申請書」により、休業時間の延長を始めようとする日の一週間前までに、学校長を経由して、市町村(組合)教育委員会あてに行うものであること。
- (3) 市町村(組合)教育委員会は、高齢者部分休業の休業時間の延長の申請があった場合には、公務の運営に支障がないと認めるときに、これを承認すること。
- (4) この場合、公務の運営に支障がないかどうかは、申請に係る期間における職員の業務内容及び業務量、当該申請に係る期間について当該申請をした職員の業務分担の変更や代替職員の採用等の措置の難易等を総合的に勘案すること。
- (5) また、高齢者部分休業の休業時間の延長を承認しようとする場合には、原則として、前年度の12月末日までに県教育委員会と協議し、承認を得ること。
- (6) 市町村(組合)教育委員会は、高齢者部分休業の休業時間の延長の承認の申請について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申請を行った職員に対して証明書類の提出を求めることができること。

5 高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮

- (1) 高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときに、市町村(組合)教育委員会が行うものであること。
- (2) 市町村(組合)教育委員会は、高齢者部分休業の承認の取消し又休業時間の短縮を行おうとするときは、予め、県教育委員会と協議し、承認を得ること。
- (3) 高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮を行う場合の当該職員の同意は、別紙3「高齢者部分休業の承認の取消等同意書」によること。

6 高齢者部分休業の承認を受けた職員の退職手当及び給与の取扱い

- (1) 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を山梨県職員の退職手当に関する条例第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算するものであること。
- (2) 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しない場合には、山梨県学校職員給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該勤務する日の属する年度の現日数から当該年度の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第4条第1項に規定する週休日又は第10条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに7.75を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給するものであること。

教育庁義務教育課 人事担当
055-223-1757

(参 考)

教 義 第 4 2 4 号
平成 2 9 年 4 月 1 日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

山梨県職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について（通知）

「山梨県職員の修学部分休業に関する条例」（平成 1 7 年条例第 2 号）の一部が改正され、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行されます。

つきましては、条例改正等の所要の措置について遺漏のないよう、人事担当部局等と協議のうえ対応していただけますようお願いいたします。

[改正の内容]

高齢者部分休業の創設

[山梨県における制度概要] ※参考

		高齢者部分休業
(1)	根拠法令	地方公務員法第26条の3(高齢者部分休業)
(2)	趣旨	加齢による諸事情への対応等のため、定年退職日まで勤務時間の短縮をすることができる
(3)	申請者	職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。)
(4)	承認要件	公務の運営に支障がない場合
(5)	取得期間	50歳に達した日以後の日から定年退職日までの期間
(6)	取得時間	1週間当たりの通常の勤務時間の1/2を超えない範囲内(5分単位)
(7)	給与	勤務1時間あたりの給与額を減額
		通勤手当は、勤務日数に応じて支給
		期末手当の在職期間の算定にあたっては、勤務しなかった期間の1/2を除算
		勤勉手当の在職期間の算定にあたっては、勤務しなかった期間の2/2を除算
(8)	退職手当	在職期間から勤務しなかった期間の1/2を除算
(9)	承認の取消	当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき

義務教育課人事担当
Tel 0 5 5 - 2 2 3 - 1 7

(参 考)

教 総 第 2 7 号
平成 2 9 年 4 月 1 日

各課（所・館）長

殿

各 県 立 学 校 長

教 育 長

山梨県職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について（通知）

「山梨県職員の修学部分休業に関する条例」（平成 1 7 年条例第 2 号）の一部が改正され、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行されます。

貴職におかれては、今回の改正の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮をお願いします。

以下本文中、「規則」は「山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規則」、「規則運用通知」は「山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規則の運用について」を示すこととします。

[改正の内容]

高齢者部分休業の創設

[制度概要]

		高齢者部分休業
(1)	根拠法令	地方公務員法第26条の3(高齢者部分休業)
(2)	趣旨	加齢による諸事情への対応等のため、定年退職日まで勤務時間の短縮をすることができる
(3)	申請者	職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。)
(4)	承認要件	公務の運営に支障がない場合
(5)	取得期間	50歳に達した日以後の日から定年退職日までの期間
(6)	取得時間	1週間当たりの通常の勤務時間の1/2を超えない範囲内(5分単位)
(7)	給与	勤務1時間あたりの給与額を減額
		通勤手当は、勤務日数に応じて支給
		期末手当の在職期間の算定にあたっては、勤務しなかった期間の1/2を除算
		勤勉手当の在職期間の算定にあたっては、勤務しなかった期間の2/2を除算
(8)	退職手当	在職期間から勤務しなかった期間の1/2を除算
(9)	承認の取消	当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき

[事務処理]

高齢者部分休業を承認した場合は、高齢者部分休業において職務に従事しなかった時間に応じて給与を減額するものであり、各所属において事務処理を次のとおり行うこと。

- (1) 月ごとに時間数を合計し、人事給与システムの「給与業務」の中の「賃金カット情報」において、時間数及び事由を入力すること。(入力は集中庶務所属で対応)
- (2) 「賃金カット通知書」に「部分休業承認申請書の写し(裏面を含む。)」を添付し、例月給与の入力締切日の前日までに福利給与課長まで提出すること。

総務課行政管理担当
055-223-1742(直通)
内 8075(県庁内線)

(参 考)

○山梨県職員の修学部分休業に関する条例の制定について

平成17年4月1日

教 総 第 6 1 号

このことについて、平成17年4月1日付けで「山梨県職員の修学部分休業に関する条例」（平成17年山梨県条例第2号）が公布、施行されました。

ついては、次の事項に留意の上、円滑な実施をお願いします。

1 概 要

- ・ 修学部分休業は、職員が自費で、無給の休業時間を活用し、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1以内で2年以内、大学等に修学することにより、公務に関する能力の向上を図るものである。
- ・ 修学部分休業が承認される教育施設は、学校教育法による大学（大学院・法科大学院等を含む。）とする。
- ・ 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、1時間を単位として、給与を減額する。
減額手続きについては、育児休業（部分休業）における給与の減額手続きに準じる。

2 申 請

別添の「修学部分休業承認申請書」により、所属長を経由して総務課長又は高校教育課長へ提出すること。

教 義 第 4 2 4 号
平成 2 9 年 4 月 1 日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

山梨県学校職員の勤務時間条例等の一部改正及び取り扱いについて（通知）

「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」（昭和 2 9 年条例第 2 7 号）の一部が改正され、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行されます。

貴職におかれては、貴所管の各小中学校に周知するとともに今回の改正の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮をお願いします。

[改正の内容]

1 介護休暇の分割取得

- 介護休暇取得期間（6 月）について、3 つの期間に分割して取得できることとする。
（「学校職員勤務時間条例」第 1 6 条）
- 平成 2 9 年 4 月 1 日（施行日）において、改正前の介護休暇制度の連続する 6 月の期間内にある職員については、残余の期間を施行日後に分割して取得できるものとする。
（※経過措置 学校職員勤務時間条例改正条例附則第 3 項 ）

2 介護時間制度の創設

- 介護休暇とは別に、要介護者の介護のため、連続する 3 年の期間内において、介護のため 1 日につき 2 時間の範囲内で勤務しないことができる制度を新設する。
（「学校職員勤務時間条例」第 1 6 条の 2）

3 各種制度における「子」の範囲の拡大

- 育児休業等の対象となる「子」の範囲の拡大に併せ、早出遅出勤務、深夜勤務の制限、超過勤務の免除・制限、休憩時間の延長・短縮、忌引、骨髄提供休暇、育児休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休暇及び介護時間といった勤務時間条例で規定する諸制度において、以下に記載する子についても、各制度の「子」とする。
（「学校職員勤務時間条例」第 9 条の 2 第 1 項）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 特別養子縁組の監護期間中の子② 養子縁組里親に委託されている子③ 実親の同意が得られずに養子縁組里親となれない職員に委託されている子 |
|--|

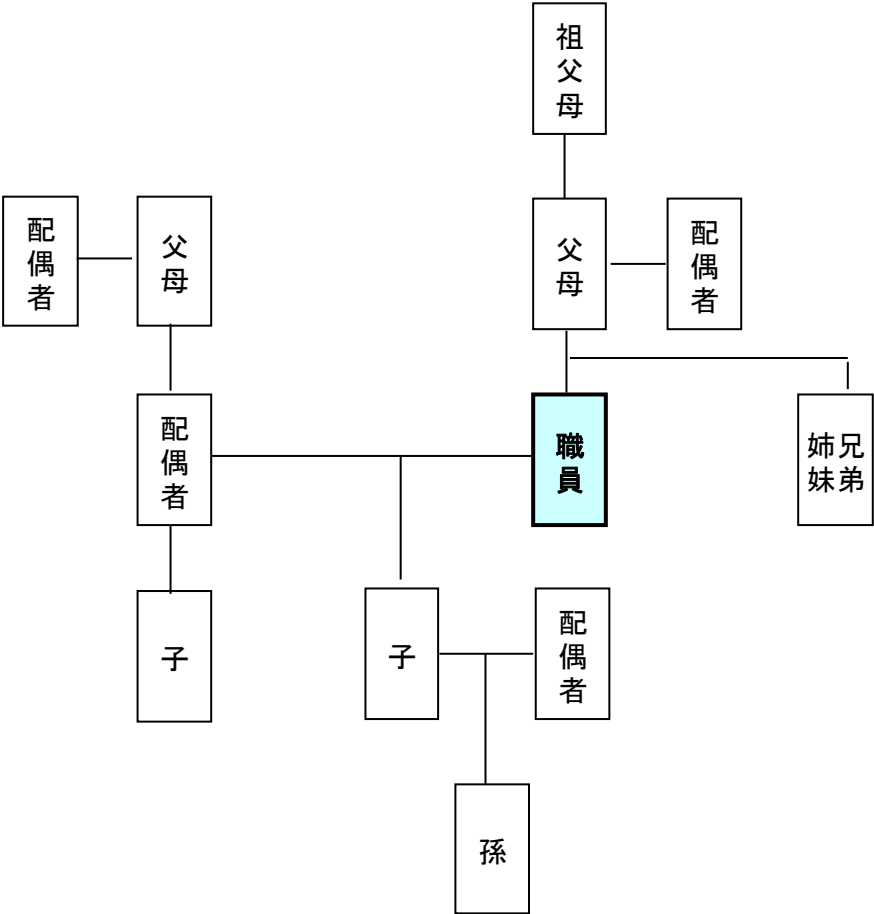
4 介護のための超過勤務の免除

- 要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない制度を新設する。
（「学校職員勤務時間条例」第 9 条の 3 第 4 項）

義務教育課人事担当
Tel 0 5 5 - 2 2 3 - 1 7 5 7

(参 考)

介護休暇における被介護者の範囲



各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

（ 公 印 省 略 ）

「山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則」の一部改正について（通知）

このことについて、平成 2 4 年 3 月 8 日付けで「山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則」（昭和 4 4 年山梨県人事委員会規則第 4 号）が公布され、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行されます。

ついては、別添「「山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則」の一部改正について」（平成 2 4 年 3 月 8 日付け梨人委第 1 5 3 5 号）及び「「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の運用について」の一部改正について」（平成 2 4 年 3 月 8 日付け梨人委第 1 5 3 8 号）の内容に留意の上、円滑な実施に向け、特段の配慮をお願いします。

一 改正内容

1 傷病休暇の期間（規則第 1 2 条第 1 項関係）

傷病休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次の①から③までの場合以外の場合における傷病休暇（特定傷病休暇）の期間は、①から③までの傷病休暇を使用した日その他の人事委員会が定める日（※ 1）を除き、連続して 9 0 日（人事委員会が特に認める疾病（※ 2）にかかった場合は 1 8 0 日）を超えることはできない。

①生理日の就業が著しく困難である場合

②公務災害、通勤災害の場合

③学校保健安全法施行規則又は山梨県教育委員会安全衛生管理規程に基づく勤務の軽減措置（B－1 等）を受けた場合

※ 1 「人事委員会が定める日」

（1）①から③に掲げる場合における特別休暇又は傷病休暇を使用した日

（2）（1）の傷病休暇中の週休日、休日、代休日、年次有給休暇、特別休暇、1 日の勤務時間の一部を勤務しない日

※ 2 「人事委員会が特に認める疾病」

・「人事委員会が特に認める疾病」は精神疾患、脳血管疾患、悪性新生物、妊娠に起因する疾患、厚生労働省が難治性疾患克服研究事業の対象としている疾患又は結核性疾患とする。

「人事委員会が特に認める疾病」の具体的な例

特に認める疾病	疾患の具体的な例
精神疾患	双極性障害（躁うつ病）、うつ病、統合失調症 等
脳血管疾患	脳梗塞、脳出血、脳血栓、脳塞栓、くも膜下出血 等
悪性新生物	癌腫、肉腫、白血病、リンパ組織の腫瘍 等
妊娠に起因する疾患	妊娠悪阻、切迫流産、切迫早産、子宮外妊娠、胎状奇胎、後期妊娠中毒症 等
難病指定の疾患	厚生労働省が難治性疾患克服研究事業の対象として指定する疾患
結核性疾患	肺結核、結核性髄膜炎、結核性心膜炎、結核性腹膜炎 等

2 特定傷病休暇の期間の通算（規則第12条第2項関係）

連続する8日以上（連続する8日以上（期間に含まれる要勤務日数が3日以下である場合には、要勤務日数4日以上（期間））の特定傷病休暇を使用した職員が、その特定傷病休暇の期間の末日の翌日から、実勤務日数（育児部分休業その他人事委員会が定める時間（※3）がある場合、それらの時間以外のすべてを勤務した日の日数）が20日に達するまでの間に、再び特定傷病休暇を使用したときは、前後の特定傷病休暇の期間は連続しているものとみなす。

※3「人事委員会が定める時間」

- （1）育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間
- （2）生理休暇又は生理日の就業が著しく困難な場合における傷病休暇により勤務しない時間
- （3）妊娠中又は出産後の職員の通院休暇により勤務しない時間
- （4）育児休暇により勤務しない時間
- （5）職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第9号（つわり休暇）、同条第10号（妊娠中の休息等）又は同条第11号（妊娠中の通勤緩和）により勤務しない時間
- （6）介護休暇により勤務しない時間

3 明らかに異なる傷病（規則第12条第3項、第4項）

使用した特定傷病休暇の期間が90日に達した日後においても、引き続き、当初の傷病とは明らかに異なる傷病（※4）のため療養する必要があるときは、当該90日に達した日後においても当該明らかに異なる傷病に係る特定傷病休暇を承認することができる。この場合において、当該明らかに異なる傷病にかかった日以後における特定傷病休暇の期間は、連続して90日を超えることはできない。

（規則第12条第3項）

使用した特定傷病休暇の期間が90日に達した日の翌日から、実勤務日数が20日に達する日までの間に、当初の傷病とは明らかに異なる傷病のため療養する必要があるときは、当該明らかに異なる傷病に係る特定傷病休暇を承認することができる。この場合において、当該特定傷病休暇の期間は、連続して90日を超えることはできない。（規則第12条第4項）

※4 「明らかに異なる傷病」

- ・症状が明らかに異なると認められるものであっても、病因が異なると認められないものは含まれないものとする。
- ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき行う症状や病因等についての診断を踏まえ、明らかに異なる負傷又は疾病に該当するかどうかを判断する。
- ・同条第3項の「特定負傷等の日」は、当該診断を踏まえて判断する。

4 特定傷病休暇中の週休日等の取扱い（規則第12条第5項関係）

特定傷病休暇の期間計算において、連続する特定傷病休暇の間にある週休日、休日、特定傷病休暇以外の休暇等により勤務しない日（※5）は、特定傷病休暇を使用した日とみなして計算する。

※5 「傷病休暇の日以外の勤務しない日」

- ・年次有給休暇又は特別休暇を使用した日等が含まれる。
- ・1日の勤務時間の一部を勤務しない日（勤務時間の一部に育児部分休業等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児部分休業等以外の勤務時間のすべてを勤務した日を除く。）が含まれる。

5 傷病休暇の取得単位（規則第12条第6項関係）

傷病休暇の取得単位は一日、一時間又は一分を単位とする。

一時間又は一分を単位とする傷病休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とする。

ただし、特定傷病休暇の期間の計算については、一時間又は一分を単位とする特定傷病休暇を使用した日は、1日を単位とする特定傷病休暇を使用した日とみなして計算する。

6 医師の診断書等の提出（運用通知第18第3項）

次に掲げる特定傷病休暇を承認するに当たっては、医師の診断書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類の提出を求めるものとする。

- （1）連続する8日以上（当該期間における要勤務日数が3日以下である場合には、当該期間における要勤務日数が4日以上である期間）の特定傷病休暇
- （2）請求に係る特定傷病休暇の期間の初日前1月間における特定傷病休暇を使用した日（要勤務日に特定傷病休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る特定傷病休暇

この場合において、証明書類が提出されないとき、提出された証明書類の内容によっては勤務しないことがやむを得ないと判断できないときその他特に必要があると認めるときは、衛生管理医又は任命権者が指定する医師の判断を求めるものとする。

7 経過措置

施行日において、施行日前から引き続き特定傷病休暇により勤務しない職員については、当該特定傷病休暇に限り、規則第12条第1項ただし書きの規定（連続して90日）を適用しない。

また、改正前に傷病休暇を使用した職員が、引き続き改正後に規定する特定傷病休暇を使用する場合、若しくは、施行日以降に職務に復帰し、実勤務日数が20日に達する日までの間に、特定傷病休暇を使用する場合の期間の計算については、施行日以降の傷病休暇を使用した日は、改正後の特定傷病休暇を使用したものとみなす。

二 傷病休暇の取り扱いについて（平成１２年１１月２０日付け教義２第１１－５号）の一部改正について

上記通知については、次のとおり改める。

- ・ １ 医師の診断書等の提出中「（１）１週間を超える傷病休暇」を「（１）１週間を超える傷病休暇又は運用通知第１８の３項に規定する特定傷病休暇の承認」に「（２）一週間以下の傷病休暇の承認」を「（２）（１）以外の傷病休暇の承認」に改める。

義務教育課人事担当
電話 055-223-1757

教義２第１１－５号

平成１２年１１月２０日

各市町村等教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

傷病休暇の取り扱いについて（通知）

このことについては、「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員勤務時間等に関する規則の運用について」（平成６年１２月２１日 梨人委第５６４号）（以下「運用通知」という。）によっているところであるが、医師の診断書等の提出については、次のとおり取り扱うので御承知願います。

また、市町村（組合）教育委員会においては、貴管下小中学校に対して周知していただくとともに、適切な運用についてご指導願います。

１ 医師の診断書等の提出

- （１）１週間を超える傷病休暇又は運用通知第１８の３項に規定する特定傷病休暇の承認

医師の診断書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類の提出が必要

- （２）（１）以外の傷病休暇の承認

診察券、領収書等、医師などの診療を受けたことが証明される書類の添付で差し支えないものとする。（ただし、所属長がその必要がないと認めるときは、この限りではない。）

２ 傷病休暇の事由

- （１）運用通知第６により、職員勤務時間条例第１３条及び学校職員勤務時間条例第１４条の「疾病」には、風邪、腹痛、頭痛又は予防注射若しくは予防接種による著しい発熱等が含まれる。
- （２）傷病休暇に該当するのは、療養が必要で勤務しないことがやむを得ないと認められる場合であるが、医師の診療行為を受けることなく投薬のみの場合は傷病休暇に含まれないので注意すること。

３ その他

傷病休暇の付与には、「医師の証明、診察券等」によって客観的に「負傷、疾病」と認められる場合に限り付与されるものであることを十分認識の上、適正な執行を行うこと。

義務教育課人事担当
電話 055-223-1757

各 県 立 学 校 長 殿

山梨県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

「山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則」の一部改正について（通知）

このことについて、平成 2 4 年 3 月 8 日付けで「山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則」（昭和 4 4 年山梨県人事委員会規則第 4 号）が公布され、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行されます。

ついては、別添「「山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則」の一部改正について」（平成 2 4 年 3 月 8 日付け梨人委第 1 5 3 5 号）及び「「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の運用について」の一部改正について」（平成 2 4 年 3 月 8 日付け梨人委第 1 5 3 8 号）の内容に留意の上、円滑な実施に向け、特段の配慮をお願いします。

一 改正内容

1 傷病休暇の期間（規則第 1 2 条第 1 項関係）

傷病休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次の①から③までの場合以外の場合における傷病休暇（特定傷病休暇）の期間は、①から③までの傷病休暇を使用した日その他の人事委員会が定める日（※ 1）を除き、連続して 9 0 日（人事委員会が特に認める疾病（※ 2）にかかった場合は 1 8 0 日）を超えることはできない。

①生理日の就業が著しく困難である場合

②公務災害、通勤災害の場合

③学校保健安全法施行規則又は山梨県教育委員会安全衛生管理規程に基づく勤務の軽減措置（B－1 等）を受けた場合

※ 1 「人事委員会が定める日」

（1）①から③に掲げる場合における特別休暇又は傷病休暇を使用した日

（2）（1）の傷病休暇中の週休日、休日、代休日、年次有給休暇、特別休暇、1 日の勤務時間の一部を勤務しない日

※ 2 「人事委員会が特に認める疾病」

・「人事委員会が特に認める疾病」は精神疾患、脳血管疾患、悪性新生物、妊娠に起因する疾患、厚生労働省が難治性疾患克服研究事業の対象としている疾患又は結核性疾患とする。

「人事委員会が特に認める疾病」の具体的な例

特に認める疾病	疾患の具体的な例
精神疾患	双極性障害（躁うつ病）、うつ病、統合失調症 等
脳血管疾患	脳梗塞、脳出血、脳血栓、脳塞栓、くも膜下出血 等
悪性新生物	癌腫、肉腫、白血病、リンパ組織の腫瘍 等
妊娠に起因する疾患	妊娠悪阻、切迫流産、切迫早産、子宮外妊娠、胎状奇胎、後期妊娠中毒症 等
難病指定の疾患	厚生労働省が難治性疾患克服研究事業の対象として指定する疾患
結核性疾患	肺結核、結核性髄膜炎、結核性心膜炎、結核性腹膜炎 等

2 特定傷病休暇の期間の通算（規則第12条第2項関係）

連続する8日以上（連続する8日以上）の期間に含まれる要勤務日数が3日以下である場合には、要勤務日数4日以上（連続する8日以上）の期間の特定傷病休暇を使用した職員が、その特定傷病休暇の期間の末日の翌日から、実勤務日数（育児部分休業その他人事委員会が定める時間（※3）がある場合、それらの時間以外のすべてを勤務した日の日数）が20日に達するまでの間に、再び特定傷病休暇を使用したときは、前後の特定傷病休暇の期間は連続しているものとみなす。

※3「人事委員会が定める時間」

- （1）育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間
- （2）生理休暇又は生理日の就業が著しく困難な場合における傷病休暇により勤務しない時間
- （3）妊娠中又は出産後の職員の通院休暇により勤務しない時間
- （4）育児休暇により勤務しない時間
- （5）職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第9号（つわり休暇）、同条第10号（妊娠中の休息等）又は同条第11号（妊娠中の通勤緩和）により勤務しない時間
- （6）介護休暇により勤務しない時間

3 明らかに異なる傷病（規則第12条第3項、第4項）

使用した特定傷病休暇の期間が90日に達した日後においても、引き続き、当初の傷病とは明らかに異なる傷病（※4）のため療養する必要があるときは、当該90日に達した日後においても当該明らかに異なる傷病に係る特定傷病休暇を承認することができる。この場合において、当該明らかに異なる傷病にかかった日以後における特定傷病休暇の期間は、連続して90日を超えることはできない。

（規則第12条第3項）

使用した特定傷病休暇の期間が90日に達した日の翌日から、実勤務日数が20日に達する日までの間に、当初の傷病とは明らかに異なる傷病のため療養する必要があるときは、当該明らかに異なる傷病に係る特定傷病休暇を承認することができる。この場合において、当該特定傷病休暇の期間は、連続して90日を超えることはできない。

（規則第12条第4項）

※4 「明らかに異なる傷病」

- ・症状が明らかに異なると認められるものであっても、病因が異なると認められないものは含まれないものとする。
- ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき行う症状や病因等についての診断を踏まえ、明らかに異なる負傷又は疾病に該当するかどうかを判断する。
- ・同条第3項の「特定負傷等の日」は、当該診断を踏まえて判断する。

4 特定傷病休暇中の週休日等の取扱い（規則第12条第5項関係）

特定傷病休暇の期間計算において、連続する特定傷病休暇の間にある週休日、休日、特定傷病休暇以外の休暇等により勤務しない日（※5）は、特定傷病休暇を使用した日とみなして計算する。

※5 「傷病休暇の日以外の勤務しない日」

- ・年次有給休暇又は特別休暇を使用した日等が含まれる。
- ・1日の勤務時間の一部を勤務しない日（勤務時間の一部に育児部分休業等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児部分休業等以外の勤務時間のすべてを勤務した日を除く。）が含まれる。

5 傷病休暇の取得単位（規則第12条第6項関係）

傷病休暇の取得単位は一日、一時間又は一分を単位とする。

一時間又は一分を単位とする傷病休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とする。

ただし、特定傷病休暇の期間の計算については、一時間又は一分を単位とする特定傷病休暇を使用した日は、1日を単位とする特定傷病休暇を使用した日とみなして計算する。

6 医師の診断書等の提出（運用通知第18第3項）

次に掲げる特定傷病休暇を承認するに当たっては、医師の診断書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類の提出を求めるものとする。

- （1）連続する8日以上（当該期間における要勤務日数が3日以下である場合には、当該期間における要勤務日数が4日以上である期間）の特定傷病休暇
- （2）請求に係る特定傷病休暇の期間の初日前1月間における特定傷病休暇を使用した日（要勤務日に特定傷病休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る特定傷病休暇

この場合において、証明書類が提出されないとき、提出された証明書類の内容によっては勤務しないことがやむを得ないと判断できないときその他特に必要があると認めるときは、衛生管理医又は任命権者が指定する医師の判断を求めるものとする。

7 経過措置

施行日において、施行日前から引き続き特定傷病休暇により勤務しない職員については、当該特定傷病休暇に限り、規則第12条第1項ただし書きの規定（連続して90日）を適用しない。

また、改正前に傷病休暇を使用した職員が、引き続き改正後に規定する特定傷病休暇を使用する場合、若しくは、施行日以降に職務に復帰し、実勤務日数が20日に達する日までの間に、特定傷病休暇を使用する場合の期間の計算については、施行日以降の傷病休暇を使用した日は、改正後の特定傷病休暇を使用したものとみなす。

二 傷病休暇の取り扱いについて（平成12年9月5日付け教総3第8－5号）の一部改正について

上記通知については、次のとおり改める。

- ・ 1 医師の診断書等の提出中「（1）1週間を超える傷病休暇」を「（1）1週間を超える傷病休暇又は運用通知第18の3項に規定する特定傷病休暇の承認」に「（2）一週間以下の傷病休暇の承認」を「（2）（1）以外の傷病休暇の承認」に改める。

義務教育課人事担当
電話 055-223-1757

教総 3第8－5号
平成12年9月5日

各課室（所・館）長

殿

各県立学校長

教 育 長

傷病休暇の取り扱いについて（通知）

このことについては、「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員勤務時間等に関する規則の運用について」（平成6年12月21日 梨人委第564号）（以下「運用通知」という。）によっているところであるが、医師の診断書等の提出については、次のとおり取り扱うので御承知願います。

1 医師の診断書等の提出

- （1）1週間を超える傷病休暇又は運用通知第18の3項に規定する特定傷病休暇の承認

医師の診断書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類の提出が必要

- （2）（1）以外の傷病休暇の承認

診察券、領収書等、医師などの診療を受けたことが証明される書類の添付で差し支えないものとする。（ただし、所属長がその必要がないと認めるときは、この限りではない。）

2 傷病休暇の事由

- （1）運用通知第6により、職員勤務時間条例第13条及び学校職員勤務時間条例第14条の「疾病」には、風邪、腹痛、頭痛又は予防注射若しくは予防接種による著しい発熱等が含まれる。

- （2）傷病休暇に該当するのは、療養が必要で勤務しないことがやむを得ないと認められる場合であるが、医師の診療行為を受けることなく投薬のみの場合は傷病休暇に含まれないので注意すること。

3 その他

傷病休暇の付与には、「医師の証明、診察券等」によって客観的に「負傷、疾病」と認められる場合に限り付与されるものであることを十分認識の上、適正な執行を行うこと。

総務課行政管理担当
内線 8072
高校教育課人事担当
内線 8316

(参考) 特定傷病休暇の取得、休職の発令及び給料並びに共済組合給付一覧表

① 特定傷病休暇※(②・③を除く)	発令 90日 1.0 0.8 無給 退職 (休職1年) (休職2年) (休職3年) 給料 1.0 0.8 無給 無給 (休職1年) (休職2年) (休職3年) 共済 * B 傷病手当金 (1年6月) 同附加金 (6月)
② 人事委員会が特に認める疾病※(③を除く)	発令 180日 1.0 0.5 0.8 無給 退職 (休職1年) (休職2年) (休職3年) 給料 1.0 0.5 0.8 無給 無給 90日 90日 (休職1年) (休職2年) (休職3年) 共済 * A * B 傷病手当金 (1年3月) 傷病手当金 (3月) 同附加金 (6月)
③ 結核性疾患	発令 180日 1.0 1.0 1.0 1.0 退職 (休職1年) (休職2年) (休職3年) 給料 1.0 1.0 1.0 1.0 (休職1年) (休職2年) (休職3年) 共済 * B 傷病手当金 (3年)
※特定傷病休暇、人事委員会が特に認める疾病(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則 第12条、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第13条) 給付額A = 給付日額 × 療養日数 - 控除額 給付額B = 給付日額 × 療養日数 ・標準報酬日額 = 標準報酬月額 ÷ 22(10円未満四捨五入) ・給付日額 = 標準報酬日額 × 2/3(1円未満四捨五入) ・控除額 = 報酬日額 × (給付日額 > 報酬日額となる療養日数) ・報酬日額 = 控除対象となる報酬(給料・諸手当)の月額から日額を算出(算出には報酬支給額証明書を利用する。) ・支給期間1年6ヶ月の起算日は傷病手当金給付の初日となる。 ・給料の10割、または8割が支給される期間(*)においても給付日額 > 報酬日額となった場合、傷病手当金が給付される。	
(山梨県教職員互助組合 療養見舞金) H26.4.1 以降発令～ 休職期間中で傷病手当金、同附加金の給付を受けているとき…月1万円 無給休職期間中で傷病手当金、同附加金の給付が終了したとき…月5万円(15回を限度) (山梨県高等学校教職員互助会 休業手当金) H28.4.1～ 給料の半減期間中及び有給休職期間中は月1万円、無給休職期間中は月2万円(年度間給付10万円を上限)	

(参 考)

教義第 3 6 9 7 号

平成 2 4 年 3 月 8 日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

（ 公 印 省 略 ）

休職発令の前提となる傷病休暇期間及び休職期間の取扱いについて（通知）

平成 2 4 年 3 月 8 日付けで「山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則」（昭和 4 4 年山梨県人事委員会規則第四号）が公布され、規則第 1 2 条第 1 項において傷病休暇の上限が規定されたことから、休職発令の前提となる傷病休暇期間について別紙のとおり取り扱うとともに、休職期間についても別紙のとおり取り扱うこととしますので、貴管内の各小中学校への周知を図るとともに、制度の適切な運用に御配慮願います。

なお、制度運用に当たり疑義が生じた場合には、義務教育課あて協議願います。

義務教育課人事担当

電話 055-223-1757

教義第 3 6 9 7 号

平成 2 4 年 3 月 8 日

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

休職発令の前提となる傷病休暇期間の取扱いについて（通知）

平成 2 4 年 3 月 8 日付けで「山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則」（昭和 4 4 年山梨県人事委員会規則第四号）が公布され、規則第 1 2 条第 1 項において傷病休暇の上限が規定されたことから、休職発令の前提となる傷病休暇期間の取扱いについて別紙のとおり取り扱うこととしましたので、貴書族の職員に対して周知するとともに、制度の適切な運用にご配慮願います。

なお、制度運用に当たり疑義が生じた場合には、義務教育課あて協議願います。

義務教育課人事担当

電話 055-223-1757

休職発令の前提となる傷病休暇期間及び休職期間の取扱い

	人事委員会が特に認める疾病以外の場合	人事委員会が特に認める疾病の場合
1 対象となる疾病の範囲	山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則第12条第1項第1号～第3号までに規定されている場合及び人事委員会が特に認める疾病以外の疾病にかかった場合 1 号 生理日の就業が著しく困難な場合 2 号 公務又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合 3 号 B-1の具体的措置を受けた場合 その他 任命権者が特に必要と認める疾病（特例疾病）	山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則第12条第1項に規定されている「人事委員会が特に認める疾病」にかかった場合 ①精神疾患、②脳血管障害、③悪性新生物、④妊娠に起因する疾患 ⑤厚生労働省が難治性疾患克服研究事業の対象としている疾患 ⑥結核性疾患
2 休職発令の前提となる傷病休暇期間の計算方法	① 特定傷病休暇を連続して90日（規則第12条第2項の規定により連続しているとみなされた場合を含む。）取得した場合は休職とする。	① 人事委員会が特に求める疾病については、特定傷病休暇を連続して180日（規則第12条第2項の規定により連続しているとみなされた場合を含む。）取得した場合は休職とする。
	② 規則第12条第3項及び第4項の規定により連続して特定傷病休暇を取得する場合はその期間（規則第12条第2項の規定により連続しているとみなされた場合を含む。）の末日の翌日から休職とする。	② 【人事委員会が特に認める疾病以外の場合】と同じ
	③ クーリング期間を経て断続的に特定傷病休暇を取得する場合で、1年以内に同一傷病により特定傷病休暇を取得した場合（A1とされた期間に限る。）には、前後の期間を通算し、勤務日のみを対象に90日の特定傷病休暇を取得した場合は休職とする。	③ クーリング期間を経て断続的に特例疾病による傷病休暇を取得する場合で、1年以内に同一の特例疾病により特定傷病休暇等を取得した場合（A1とされた期間に限る。）には、前後の期間を通算し、勤務日のみを対象に180日の特定傷病休暇を取得した場合は休職とする。
	④ 勤務の軽減措置＜B1＞により傷病休暇を取得する場合についても期間計算の対象とし、一日以外の単位で取得した傷病休暇は、7時間45分をもって1日と換算する。	④ 【人事委員会が特に認める疾病以外の場合】と同じ
	⑤ 特定傷病休暇を上限まで取得した後のクーリング期間中には同一傷病による傷病休暇は認められないことから、その場合には速やかに受診するものとし、診断の結果、療養を要する場合にはその時点で休職発令する。	⑤ 【人事委員会が特に認める疾病以外の場合】と同じ
3 休職後の傷病休暇期間の見直し	休職後、職務復帰した者が、復職後1年以内に同一の傷病で、再び＜A1＞となった場合には、あらためて傷病休暇を認めることなく、その時点で休職発令する。	【人事委員会が特に認める疾病以外の場合】と同じ
4 休職期間の通算	休職し復職した場合、復職後1年以内に同一の傷病で休職する場合には、前後の休職期間を通算する。なお、1年以内の中断期間を挟んで数度の休職発令が繰り返された場合は、その全ての期間を通算する。	【人事委員会が特に認める疾病以外の場合】と同じ
5 休職からの復帰	休職後の復帰については、職場リハビリテーション実施要綱によるリハビリ出勤の結果、職場復帰が適当であると判断された場合を除き、再発や長期化の恐れがあることから基本的に＜B1＞での復帰は認めないものとする。	【人事委員会が特に認める疾病以外の場合】と同じ
6 経過措置	① 特定傷病休暇の期間の計算は規則による経過措置の対象となる者を除き、規則の施行の日から開始することとする。ただし、経過措置中又は特定傷病休暇90日取得前に従前の取扱いによる傷病休暇期間が1年となる者にあつては、1年経過の日から休職とするものとする。	① 人事委員会が特に認める疾病による特定傷病休暇の期間の計算は規則による経過措置の対象となる者を除き、規則の施行の日から開始することとする。ただし、経過措置中又は特例疾病による特定傷病休暇180日取得前に従前の取扱いによる傷病休暇期間が1年となる者にあつては、1年の経過の日から休職するものとする。
	② 規則による経過措置により90日を超えて傷病休暇を取得した者で、復帰後1年以内に同一の傷病により再び＜A1＞となった場合には、あらためて特定傷病休暇を認めることなく、その時点で休職発令する。	② 通知による経過措置により人事委員会が特に認める疾病により180日を超えて傷病休暇を取得した者で、復帰後1年以内に同一の傷病により再び＜A1＞となった場合には、あらためて特定傷病休暇を認めることなく、その時点で休職発令する。

※A1、B1とは、学校保健安全法施行規則第16条第1項の規程により同規則別表第二に規定する措置又は山梨県教育委員会安全衛生管理規程第15条第1項の規程により同項の表に規定する措置のことを言う。

(参 考)

教義第 4 1 6 2 号

平成 2 3 年 3 月 3 1 日

各 県 立 学 校 長
各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

職員の不妊症の治療に係る傷病休暇の取扱いについて（通知）

不妊症の治療について、平成 2 3 年 4 月 1 日から次のとおり取り扱うこととしましたので、貴管内の各小中学校への周知を図るとともに、制度の適切な運用に御配慮願います。

1 不妊症の治療に係る傷病休暇の取扱いについて

医師により、不妊症と診断された場合であって、不妊症の治療の一環としての診察、投薬、施術等のために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」第 1 4 条の傷病休暇として取り扱うこととする。

なお、治療の前段階である、不妊の原因を特定するための診察や検査に要するものは、傷病休暇の対象とはならないこと。

2 不妊症の治療に係る傷病休暇の承認期間・取得単位

通常の傷病休暇と同様とする。

3 請求・承認にあたっての留意事項

1 週間を超える傷病休暇を承認する際は、医師の診断書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類により、その事由を確認することとされているが、不妊症の治療については、長期間に渡り断続的に行われる場合もあることから、1 回の休暇の請求が 1 週間を超えない場合であっても、医師の診断書等により事由を確認して休暇を承認するよう留意すること。

なお、休暇の承認に際しては、プライバシーに十分配慮すること。

また、休暇の承認にあたり疑義が生じた場合には、山梨県義務教育課に協議すること。

山梨県義務教育課人事担当

Tel 0 5 5 - 2 2 3 - 1 7 5 7

教 義 第 6 0 8 号
平成 2 1 年 5 月 1 1 日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

裁判員として官公署に出頭する場合の取扱いについて（通知）

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が平成21年5月21日から施行されることに伴い、本県においても別添のとおり「山梨県学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部が改正され、同日付けで施行されます。

つきましては、改正条例の施行日以後、職員が裁判員に選任され裁判員の職務に従事する必要がある場合は、特別休暇とすることとなりました。

なお、別添（写）のとおり、関連する「山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和44年人事委員会規則第4号）」及び「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の運用について（平成6年12月21日付け梨人委第564号）」についても一部改正されましたので、次の事項に留意の上、貴管内の小中学校へ周知していただくとともに、取扱に遺漏のないようお願いします。

1. 条例別表の2の項の規定は、裁判員のほか裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員（以下「裁判員等」という。）にも適用されるものであること。
2. 裁判員等に支給される日当については、地方公務員法第38条第1項に定める「報酬」には当たらないことから、営利企業等の従事制限の許可を受ける必要はないこと。
3. 裁判員等の職務に従事する際には特別休暇の承認を行うこと。この際、裁判所からの呼出状等の添付は原則として不要とするが、所属長が特に必要と認める場合にあっては添付させることができること。

義務教育課人事担当
TEL 055-223-1727

教 義 第 6 0 8 号
平成 2 1 年 5 月 1 1 日

各県立学校長 殿

山梨県教育委員会教育長

裁判員として官公署に出頭する場合の取扱いについて（通知）

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が平成21年5月21日から施行されるに伴い、本県においても別添のとおり「山梨県学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部が改正され、同日付けで施行されます。

つきましては、改正条例の施行日以後、職員が裁判員に選任され裁判員の職務に従事する必要がある場合は、特別休暇とすることとなりました。

なお、別添（写）のとおり、関連する「山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和44年人事委員会規則第4号）」及び「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の運用について（平成6年12月21日付け梨人委第564号）」についても一部改正されましたので、次の事項に留意の上、取扱に遺漏のないようお願いします。

1. 条例別表の2の項の規定は、裁判員のほか裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員（以下「裁判員等」という。）にも適用されるものであること。
2. 裁判員等に支給される日当については、地方公務員法第38条第1項に定める「報酬」には当たらないことから、営利企業等の従事制限の許可を受ける必要はないこと。
3. 裁判員等の職務に従事する際には特別休暇の承認を行うこと。この際、裁判所からの呼出状等の添付は原則として不要とするが、所属長が特に必要と認める場合にあっては添付させることができること。

高校教育課人事担当
TEL 055-223-1727

(参 考)

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例等の一部改正について（通知）（抜粋）

教 義 第1641号

平成17年12月27日

3 男性職員の育児参加休暇の新設（条例別表第1）

(1) 取得要件

職員の配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（以下「妻の産前産後の期間」という。）にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときとする。

(2) 取得期間

妻の産前産後の期間内における5日の範囲内の期間で、日又は時間を単位として取得できるものとし、時間を日に換算する場合には8時間をもって1日とするものとする。

4 職員の育児休暇の期間の延長（条例別表第1）

職員の育児休暇の期間を1日2回それぞれ30分から60分に延長した。

5 配偶者出産休暇の期間の延長（条例別表第1）

配偶者出産休暇の期間を2日以内から3日以内に延長した。

6 子の看護休暇の取得期間の改正（条例別表第1）

子の看護休暇の請求に係る子の対象期間を小学校就学の始期に達するまでの日から中学校就学の始期に達するまでに延長した。

ここで、「中学校就学の始期に達するまで」とは、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。

各市町村(組合)教育委員会教育長
各市町村(組合)立小・中学校長 殿
各県立学校長

山梨県教育委員会教育長

ボランティア休暇制度の新設について (通知)

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和29年条例第27号)の一部を改正する条例が本日付けで公布され、平成 9 年 4 月 1 日からボランティア休暇制度が実施されることとなりました。

また、あわせて関係人事委員会規則等についても、同じく公布、施行されますので、次の事項に留意の上、円滑な実施をお願いします。

1 ボランティア休暇制度導入の意義

阪神大震災を契機に災害時における援助活動等への認識が高まるなか、職員が被災者、障害者及び高齢者などに対する援助活動に参加しやすくするための環境を整備するため、ボランティア休暇制度を新設したものである。

2 制度の内容

(1) ボランティア休暇の取得要件((山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和44年山梨県人事委員会規則第4号)以下「勤務時間規則」という。))第15条の2)

ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

① 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動。

・ ここでいう「相当規模の災害」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の行われる程度の規模を想定しているものである。

・ また、「被災地又はその周辺の地域」とは、当該被害が発生した市町村(特別区を含む。)又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいうものである。

・ 「その他の被災者を支援する活動」とは、住宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助活動をいうものである。

・ 平成 9 年 1 月 2 日のロシア籍タンカー「ナホトカ」の油流出事故について、職員が重油除去作業に参加する場合には、今回の災害が複数の府県で災害対策本部が設置されるなど相当規模の災害であり、当該作業が被災者である地域住民を支援する活動であると認められるため、当該休暇活動の対象とするものである。

② 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動。

・ 該当施設については、次の人事委員会通知を参照のこと。

③ ①及び②に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態

として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動。

- ・ 「その他の日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調整は衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。

(2) ボランティア休暇の期間と利用方法

1の年において5日の範囲内であり、1日を単位とする。

3 手続き

職員がボランティア休暇を得ようとするときは、あらかじめ、有給休暇願簿（山梨県立学校処務規程（昭和36年教育委員会訓令甲第4号）第14条、第5号様式又は〇〇市（町村）立学校処務規程第16条第1項、第2号様式）に別紙「活動計画書」を添え、学校長に提出すること。

梨人委 第564号

平成6年12月21日

各任命権者 殿

山梨県人事委員会委員長

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則
及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の運用について（通知）（抜粋）

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の運用について（平成6年12月21日付け梨人委第564号）の一部を次のとおり改正しましたので、平成12年7月6日以降はこれによってください。

第9の2 ボランティア休暇関係

- 1 職員勤務時間規則第16条の2第1項第1号及び学校職員勤務時間規則第15条の2第1項第1号の「その他の被災者を支援する活動」とは、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去、後方支援活動としての救援物資の収集その他必要な援助をいう。
- 2 職員勤務時間規則第16条の2第1項第2号及び学校職員勤務時間規則第15条の2第1項第2号の「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設
 - (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更正施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センター
 - (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設

- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設、更正施設及び医療保護施設
- (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
- (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する盲学校、ろう学校及び養護学校
- (10) (1)から(9)までに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であって人事委員会が認めるもの

- 3 職員勤務時間規則第16条の2第1項第3号及び学校職員勤務時間規則第15条の2第1項第3号の「その他の日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。
- 4 職員勤務時間規則第16条の2第1項第4号及び学校職員勤務時間規則第15条の2第1項第4号の「その他の環境を保全する活動」とは、花植活動その他自然環境及び住環境を保全する直接的な活動をいう。
- 5 職員勤務時間規則第16条の2第1項第5号及び学校職員勤務時間規則第15条の2第1項第5号の「その他の外国人を支援する活動」とは、国際交流の促進を図ることを目的として開催される会議、行事における開催準備、会場整理、案内その他直接的な援助をいう。
- 6 職員勤務時間規則第16条の2第1項第6号及び学校職員勤務時間規則第15条の2第1項第6号の「スポーツ活動」とは、スポーツ少年団その他のスポーツ活動を、「野外活動」とは、青少年育成事業の一環として行われる野外キャンプその他の野外活動を、「その他児童又は生徒の体験活動」とは、児童、生徒を対象とした体験学習、こどもエコクラブ活動その他の体験活動をいう。
- 7 職員勤務時間規則第16条の2第2項及び学校職員勤務時間規則第15条の2第2項の「1の年」とは、1暦年をいい、期間の取扱いについては、暦日によるものとする。

平成12年6月30日 梨人委1第564号改正

教 義 第 4 2 号

平成31年4月1日

各市町村教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

婚姻休暇の対象となる期間の延長について（通知）

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和28年人事委員会規則第4号）第20条第2項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和44年人事委員会規則第4号）第19条第2項の規定に基づき、任命権者が人事委員会の承認を得て別に定める期間を次のとおりとします。

貴職におかれましては、下記の事項について遺漏のないよう配慮されるとともに、所属職員及び貴管下教職員に対してもこの旨周知願います。

（内容）

業務都合等により、規則第20条第2項及び学校規則第19条第2項に定める期間（婚姻の日の5日前の日から当該婚姻の日後6月を経過する日までの間）内では婚姻休暇の取得が困難な場合における婚姻休暇の期間については、「婚姻の日後1年を経過する日」とする。

通常	婚姻の日の5日前の日から当該婚姻の日後 <u>6月</u> を経過する日までの間において連続する期間（5日以内）
----	--



＜要件＞業務都合等により、上記期間内では休暇の取得が困難な場

へ

特例	婚姻の日後 <u>1年</u> を経過する日までの間において連続する期間（5日以内）
----	--

（施行日）

平成31年4月1日

*婚姻の日が平成31年4月1日以前であっても、婚姻休暇の取得が施行日以降であれば対象

<参照条文>

○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年条例第5号）

第14条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、別表に定めるところによる。

別表（第14条関係）特別休暇の基準

特別休暇の種類	期間
1～7（略）	（略）
8 婚姻休暇	5日以内
9～20	（略）

○山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和29年条例第27号）

第15条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、別表に定めるところによる。

別表（第15条関係）特別休暇の基準

特別休暇の種類	期間
1～7（略）	（略）
8 婚姻休暇	5日以内
9～20	（略）

○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和28年人事委員会規則第4号）（婚姻休暇）

第20条 婚姻休暇は、職員が婚姻する場合で、結婚式、旅行その他婚姻に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

- 2 婚姻休暇の期間は、婚姻の日の5日前の日から当該婚姻の日後6月（任命権者が人事委員会の承認を得て別に期間を定める場合は、その期間）を経過する日までの間において連続する期間とする。

○山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和44年人事委員会規則第4号）（婚姻休暇）

第19条 婚姻休暇は、職員が婚姻する場合で、結婚式、旅行その他婚姻に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

- 2 婚姻休暇の期間は、婚姻の日の五日前の日から当該婚姻の日後六月（県教育委員会が人事委員会の承認を得て別に期間を定める場合は、その期間）を経過する日までの間において連続する期間とする。

教 義 第 4 2 4 号
平成 2 9 年 4 月 1 日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

山梨県における職務専念義務の免除等の見直しについて（通知）

山梨県における職務専念義務の免除及び休暇制度につきまして、平成 2 9 年 4 月 1 日以降、次のとおり見直しますので、条例改正等の所要の措置について遺漏のないよう、人事担当部局等と協議のうえ対応していただけますようお願いいたします。

1 山梨県における見直しの内容

次の制度について、職務専念義務の免除又は無給休暇として認めていた運用を終了する。

- ① 運転免許証の更新手続における職務専念義務の免除
- ② 大学通信教育在学生の面接授業（いわゆるスクーリング）期間における職務専念義務の免除
- ③ 長期勤続者における職務専念義務の免除（リフレッシュ特免）
- ④ 看護のための休暇（無給休暇）

2 適用日

平成 2 9 年 4 月 1 日

義務教育課人事担当
Tel 0 5 5 - 2 2 3 - 1 7 5 7

(参 考)

教 総 第 4 1 5 0 号

平成 2 9 年 2 月 2 0 日

各課（所・館）長

殿

各 県 立 学 校 長

教 育 長

職務専念義務の免除等の見直しについて（通知）

職務専念義務の免除及び休暇制度につきまして、平成 2 9 年 4 月 1 日以降、次のとおり見直しますので、貴職におかれては所属内職員に周知するとともに、その取扱いに遺漏のないよう配慮をお願いします。

1 見直しの内容

次の制度について、職務専念義務の免除又は無給休暇として認めていた運用を終了する。

- ① 運転免許証の更新手続における職務専念義務の免除
- ② 大学通信教育在学生の面接授業（いわゆるスクーリング）期間における職務専念義務の免除
- ③ 長期勤続者における職務専念義務の免除（リフレッシュ特免）
- ④ 看護のための休暇（無給休暇）

2 適用日

平成 2 9 年 4 月 1 日

総務課行政管理担当

055-223-1742（直通）

内 8075（県庁内線）

(参 考)

職務に専念する義務の特例に関する条例（抜粋）

昭和26年3月31日

山梨県条例第5号

（職務専念義務の免除）

第2条 職員は、左に掲げる場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- 一 研修を受ける場合
- 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- 三 前各号に規定する場合を除くほか、人事委員会が定める場合

職務に専念する義務の特例に関する規則（抜粋）

昭和44年1月1日

山梨県人事委員会規則第3号

（職務に専念する義務の免除）

第2条 条例第2条第3号の規定により職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。

- 一 地方公務員法第46条の規定による勤務条件に関する措置要求の審理に出頭する場合
これは措置要求を行った当該職員又は当該職員以外の職員に審査機関から出頭するよう要請があったとき、適用されるものである。

- 二 地方公務員法第49条の2第1項の規定による不服申立ての審理に出頭する場合
臨時的任用職員及び条件附採用期間中の職員は除外されている。

- 三 県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その事務を行う場合

ここにいう「特に必要と認められる団体」とは、法令上の根拠に基づいて職員が当然にその地位を兼ねる団体を除き、県行政と密接な関係がある民法第34条の公益法人、地方公社、県が出資する法人、第三セクター、外郭団体等で、県の行政目的を達成するため、又は県がなすべき責を有する職務を遂行するため関与する必要が認められる団体をいう。

- 四 国又は地方公共団体の機関若しくは学校等から委嘱を受けて講演、講義等を行う場合
ここにいう「地方公共団体の機関」には、山梨県の各機関を含み、また「学校等」には専修学校、各種学校又は営利を目的とする私企業若しくは団体は含まれない。

なお、委嘱された業務に対して報酬を受ける場合は、併せて地方公務員法第38条に規定する許可を受けなければならない。

- 五 職務上の教養に資する講演、講義等を聴講する場合

この場合は、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1項第1号の研修は除かれる。

- 六 国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
例をあげると、保護司、国の事務に属するものの調査員、記録員若しくは監視員、非常勤の消防団員若しくは部落駐在員等である。

- 七 県の機関が行う採用試験、昇任試験若しくは選考試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合

例示すると、前段は校長、副校長、教頭昇任選考検査、内地留学の選考試験等、後段は実業学校の教員がボイラーマンの試験を受ける場合などがあげられる。

八 任命権者が行う健康診断を受ける場合

ここにいう「任命権者が行う健康診断」には、労働安全衛生法第66条並びに労働安全衛生規則第43条から第48条に規定する職員の健康診断、労働安全衛生法施行令第22条の規定による特殊健康診断に限らず、胃集団検診、肺ガン検診、人間ドック、予防接種等も含まれる。

九 妊娠中の女性職員が、妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが困難であると認められる場合（一の妊娠期間中に7日以内で、1日、半日又は1時間を単位とする）

十 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

十一 妊娠中の女性職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

十二 前各号に規定する場合のほか、任命権者が特に必要と認める場合

当号に基づく承認は、合理的な理由がない限り認められないものであり、慎重な取扱いが必要

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会

教育長 阿部 邦彦

競技力向上対策事業に携わる選手・指導者の取扱いについて（依頼）

このことについては、昭和62年4月21日付け教ス振発第4－82号「競技力向上対策事業に携わる選手・指導者の取扱いについて（依頼）」を改正し、次のとおり定めました。

つきましては、貴教育委員会におかれましても、各市町村が定める職務に専念する義務の特例に関する条例等の規定に基づき同様の措置を取られるようご配慮をお願いします。

事由： 組織等名称の変更、その他規定の整備

選手強化活動に従事又は参加する職員及び生徒の取扱要項

職員、教職員及び生徒が国民体育大会（以下「国体」という。）のための競技力向上事業に従事又は参加する場合は、次により取扱うものとする。

1 基本的な考え方

- (1) 職員、教職員及び生徒が国体の競技力向上事業に従事又は参加する場合、本来の業務、生徒においては教育活動が損なわれないよう配慮するものとする。
- (2) 職員、教職員及び生徒が国体の競技力向上事業に従事又は参加する場合は、個人に過重な負担がかからないよう配慮するとともに、健康管理に十分配慮するものとする。
- (3) 国体の競技力向上事業は、公益財団法人山梨県体育協会（以下「県体育協会」という。）が所管する競技力向上対策本部（以下「本部」という。）が計画、実施、承認する競技力向上事業とする。

2 職員及び教職員の服務上の取扱い

職員及び教職員が次にかかげる業務に従事又は参加する場合は、職専免として取扱うものとする。

ア 本部が計画、実施、承認する競技力向上事業及び大会

イ 国体本大会及び同地区大会

3 生徒の取扱い

生徒が次にかかげる競技力向上事業及び大会に参加する場合は、教育内活動の一環として取扱うものとする。

ア 本部が計画、実施、承認する競技力向上事業及び大会

イ 国体本大会及び同地区大会

4 事故に対する補償

職員、教職員及び生徒が、国体のための競技力向上事業に従事又は参加して、事故による災害を受けた場合の補償は次によるものとする。

(1) 本部が計画、実施、承認する競技力向上事業及び大会へ参加する場合は、主管競技団体の責任において加入状況を確認した任意保険

○ 職員、教職員 公益財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」等

○ 生徒 独立行政法人日本スポーツ振興センターによる補償等

(2) 国体本大会、同地区大会へ本県代表として参加する場合

国民体育大会参加者障害補償制度等

5 附 則

この要項は、昭和62年4月1日から施行する。

平成26年4月1日に一部改正

(附属説明)

選手強化活動に従事又は参加する職員及び生徒の取扱要項の運用について

1 基本的な考え方

本文(1)「本来の業務（生徒においては教育活動）が損なわれないように」とは、職員及び生徒の合宿等への参加は、休業日に実施することを原則とするものであること。

2 職員及び教職員の服務上の取扱い

(1) 競技力向上事業関係者の決定並びに業務の要請及び依頼の手続きについて

県体育協会会長からの競技力向上事業関係者の決定並びに業務の要請及び依頼は次のとおりとする。

ア 教育委員会事務局及び教育機関

○ 競技力向上事業関係者の決定 教育長と協議の上行う。

○ 要請、依頼 各所属長あての文書による。

イ 上記以外の職員

○ 競技力向上事業関係者の決定 総務部長と協議の上行う。

○ 要請、依頼 各所属長あての文書による。

(2) 旅行命令、職専免について

本文2におけるア、イの事業又は大会に参加する場合は原則として職専免とするが、県体育協会会長と学校体育団体長の連名による依頼に基づき、教職員が生徒引率を含む事業又は大会へ参加する場合については、旅行命令とすることができるものとする。

(3) 旅費について

県体育協会会長と学校体育団体長からの委嘱、要請等を受けて、その業務に従事又は参加するための旅費は、原則として主管競技団体の負担とし、県費では負担しないものとする（(2)において、旅行命令とすることができる場合を含む。）。

(参 考)

教職 第3-70号

平成5年3月31日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教職員課長

大学通信教育生の面接授業期間の取扱いについて（通知）

県においては、大学通信教育在学職員の面接授業（いわゆるスクーリング）受講に要する期間について、平成5年4月1日から別添のとおり職務に専念する義務を免除することとしましたので通知します。

なお、市町村（組合）教育委員会においては、管内小中学校長に対して適切な指導をお願いします。

教総 第3-84号

平成5年3月30日

各課（室・所・館）長

県立学校長 殿

教 育 長

大学通信教育生の面接授業期間の取扱いについて（通知）

大学通信教育在学職員の面接授業（いわゆるスクーリング）受講に要する期間については、平成5年4月1日から次のとおり職務に専念する義務を免除することとしましたので、所属職員に周知するとともに取り扱いに遺漏のないようご配慮ください。

- 1 学校教育法により認可された大学又は短期大学の通信教育部に在学中の職員で、その在学する学部が当該職員が現についている職務又は将来つく可能性のある職務の遂行上有益なものであると認められる場合には、職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第17号に該当するものと認め、職務に専念する義務を免除する。
- 2 承認を求めることのできる期間は、職員が当該学校を卒業するために出席することを必要とする最少の面接授業期間とする。
- 3 職務専念義務免除の手続きは、庁中処務細則第48条、山梨県教育事務所処務規程第41条、及び山梨県立学校処務規程第18条の規定にかかわらず、別紙様式「面接授業のための職務専念義務免除承認申請書」により、あらかじめ所属長の承認を得るものとする。

なお、所属長が承認しようとする場合には、「職務免除承認協議書」により、教育委員会に協議すること。

(参 考)

事 務 連 絡

昭和62年 6月30日

各 県 立 学 校 長
各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教職員課長

教職員が厚生事業に参加する場合の職務専念義務免除の取扱いについて

地方公務員法第42条の規定により実施される厚生事業が、やむを得ず勤務時間内に行われた場合には、同法第35条の規定に基づく「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、職員は職務専念義務を免除されることができるところであります。

このたび、この取扱いをより円滑にするため、「教職員が厚生事業に参加する場合の職専免の取扱いについて」を別添のとおり定めました。

つきましては、この取扱いの運用にあたって留意すべき事項は次のとおりですので、各学校長においては、所属教職員に対して十分周知徹底されるようお願いします。

また、市町村教育委員会においては管下各学校長に対して適切な指導をお願いします。

なお、県立学校の事務職員については、別添（写）のとおり昭和62年 6月18日付け事務連絡による取扱いとなりますので申し添えます。

- 1 厚生事業を実施するに際しては県教育委員会又は市町村教育委員会と各学校長において、事前に協議すること。
- 2 厚生事業を勤務時間内に実施する場合は、県民感情等社会的影響を考慮して慎重を期するものであること。

教職員が厚生事業に参加する場合の職専免の取扱いについて

- 1 主 旨 地方公務員法第42条に規定する厚生事業がやむを得ず勤務時間内に実施された場合の職務免除について定める。
- 2 対象事業 県教育委員会若しくは市町村教育委員会が主催（共催の場合も可）する厚生事業又は各学校長が県教育委員会若しくは市町村教育委員会と事前に協議のうえ実施する厚生事業のうち、勤務時間内に実施されるもの。
- 3 付与時間数 職員 1 人に対して年度を通じて16時間以内とし、時間単位で付与する。
- 4 実施時間 昭和62年 4 月 1 日
- 5 その他 (1) 厚生事業のうち職務免除の対象となる行事は、教職員スポーツ大会、職員文化展等とする。
(2) 臨時職員及び非常勤嘱託は除く。

各市町村(組合)教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

「学校における出勤簿の整理方法について」の改正について（通知）

学校における出勤簿の整理方法については、昭和62年12月15日付け教職第12－32号において既に通知したところですが、山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例が本日公布され平成 7 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、その一部を改正したので、今後の処理については、次の方法により整理するよう御指導願います。

なお、主な改正点は次のとおりです。

- 1 介護休暇の新設及び休暇制度の再編整備に伴い、表示方法等を変更した。
- 2 休日代休制度の新設に伴い、表示方法を変更した。
- 3 「勤務を要しない日」を「週休日」に改めたことに伴い、規定の整備をした。
- 4 なお、今回の諸改正に伴い、出勤簿の様式で（〇〇市（町村）立学校処務規程第 1 号様式）も改正しているので、参考にされたい。（別紙参照）

整理方法

- 1 出勤簿は校長の責任において整理、保管し、常に所属職員の出勤状況を把握しておく。
- 2 所定の出勤時刻に出勤した職員について、その日に特に出勤簿に記載すべき事由がない場合は、その日の出勤簿への表示は必要ないものとする。（5 又は 6 に該当する場合を除く。）
- 3 欠勤が 1 日の場合は「欠勤」、時間単位の場合は「欠勤 時間 分」と校長が記入する。
- 4 届出がなく出欠不明の場合は、当日の欄を赤鉛筆で□に囲む。理由が判明した場合は、休暇等の所定の手続きをとらせ、それに基づき処理する。
- 5 (1) 振替授業又は特別の事由により週休日を出勤日とし、他の日を振替日とした場合は、週休日に「出勤」と朱書で表示し、当該振替日は「振替」と表示する。
(2) 4 時間の勤務時間の割振り変更により、週休日を出勤日とし、他の勤務日のうち 4 時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめた場合は、週休日に「出勤」と朱書で表示し、当該割振日は「4 h 振」と表示する。
- 6 祝日法による休日及び年末年始の休日を出勤日とし、他の日を代休日とした場合は、休日に「出勤」と朱書で表示し、当該代休日は「代休」と表示する。
- 7 旅行及び休暇等については、次のとおり処理する。
 - (1) 旅行等の場合
 - ア 旅行した場合は「旅行」、研修のため学校を離れる場合は「研修」と表示する。
 - イ 研修が旅行命令による場合は、旅行と表示する。
 - ウ 週休日の振替等により、週休日等に旅行した場合は、「旅行」と「出勤」両方表示する。
あわせて「振替」等も発生するので、留意すること。
 - (2) 休暇等の場合
 - ア 1 日単位の年次有給休暇は「年休」と表示する。
 - イ 時間単位の年次有給休暇の場合は、出勤簿の該当日欄に表示せず、集計欄に当月の合計時間数を記入する。

ウ 年次有給休暇以外の時間単位の有給休暇及び時間単位の職専免については、有給休暇願簿等のみで処理し、出勤簿への表示及び集計はしなくてよい。

エ 介護休暇については、日を単位とするものは「介護」と表示し、時間を単位とするものは出勤簿の該当日欄に表示はしなくてよい。

オ 休暇等の表示は次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------------------------|-----|--------------------|------|
| ・年次有給休暇 | －年休 | ・感染症まん延防止休暇 | －感染 |
| ・傷病休暇 | －傷病 | ・天災地変による住居滅失休暇 | －滅失 |
| ・公民権行使休暇 | －公民 | ・交通機関の事故等による不可抗力休暇 | －事故 |
| ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等
としての官公署出頭休暇 | －出頭 | ・介護休暇 | －介護 |
| ・骨髄提供休暇 | －骨髄 | ・無給休暇 | －無給 |
| ・忌 引 | －忌引 | ・育児休業 | －育休 |
| ・父母の祭日休暇 | －祭休 | ・旅 行 | －旅行 |
| ・職員の生理休暇 | －生休 | ・研 修 | －研修 |
| ・婚姻休暇 | －婚休 | ・職務専念義務免除による研修 | －職免研 |
| ・妊娠中又は出産後の職員の通院休暇 | －通休 | ・休 職 | －休職 |
| ・職員の分べん休暇 | －産休 | ・停 職 | －停職 |
| ・職員の育児休暇 | －育暇 | ・職務専念義務免除 | －職免 |
| ・配偶者出産休暇 | －配休 | ・ボランティア休暇 | －ボ休 |
| ・夏季休暇 | －夏休 | ・子の看護休暇 | －子看 |
| ・非常災害による交通遮断休暇 | －非常 | ・男性職員の育児参加休暇 | －育参休 |
| | | ・短期の介護休暇 | －短介護 |

8 集計の方法は次のとおりとする。

(1) 出勤日数

勤務時間が割り振られている日のうち、実際に勤務した日の日数を記入する。1日の勤務時間の全部について、休暇、職専免又は職免研を承認された日等は含まれない。

(2) 休 暇

ア 年休 年次有給休暇の日数及び時間単位の年次有給休暇の時間数を記入する。

イ 傷病 傷病休暇の日数を記入する。公務上又は通勤によるものは、区別して集計すること。

ウ その他 特別休暇、介護休暇及び無給休暇並びに職専免の日数を記入する。

(3) 欠 勤

欠勤の日数及び時間数を記入する。

(4) 遅刻・早退

遅刻及び早退の回数をそれぞれ記入する。

9 転出の場合は前任校において原簿を保管し、転出先において勤務状況の把握が必要な場合は写しを送付する。

10 退任・就任年月日は、異動の職員のみ記入する。

11 この通知は平成7年1月1日から適用する。

12 昭和62年12月15日付け教職第12-32号「「学校における出勤簿の整理方法について」の改正について」は廃止する。

平成8年1月16日教職第1-23号改正

平成10年3月31日教義第3-99号改正

平成15年3月10日教義第2第2-27号改正

平成20年1月4日教義第2593号改正

平成22年12月1日教義第2835号改正

平成31年2月19日教義第4454号改正

(参 考)

教義第 4 0 1 4 号

令和 5 年 1 月 3 1 日

各市町村（組合）教育委員会教育長
各教育事務所長

殿

山梨県教育委員会教育長

人事記録に関する規則の一部改正について（通知）

このことについて、令和 4 年 1 1 月 2 8 日、山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の公布により、人事記録に関する規則の一部が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されますので通知します。また、今回の改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日より療養発令が廃止されることから、服務監督権者である市町村（組合）教育委員会における傷病休暇に関する事務手続を定めることとしましたので併せて通知します。

ついては、別紙 1「療養発令の廃止に伴う今後の提出書類について（県費負担教職員）」及び別紙 2「療養発令の廃止に伴う今後の事務手続き（県費負担教職員）」を御確認いただき、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。また、各市町村（組合）教育委員会においては、管下の小中学校へ周知願います。

なお、各市町村（組合）教育委員会においては、県費負担教職員の休職期間の算定に必要となるため、傷病休暇取得期間の報告に併せて、学校保健安全法施行規則に準じた事後措置の報告をお願いします。事後措置については、別紙 3「学校保健安全法施行規則に準じた事後措置について」を御確認ください。

義務教育課人事担当

TEL:055-223-1757

別紙 1

療養発令の廃止に伴う今後の提出書類について（県費負担教職員）

県費負担教職員が傷病休暇を取得した際の提出書類について次のとおり定めたので、令和 5 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

第一 傷病休暇関係

- 1 傷病休暇を取得する県費負担教職員は、学校長に対して申請を行うこと。なお、職員は引き続いて 7 日を超える休暇の承認を求めるに当たっては、医師の診断書その他証明書類の写しを併せて提出すること。
- 2 学校長は、県費負担教職員が新たに引き続いて 21 日以上 of 休暇を取得する場合は、市町村（組合）教育委員会に対して、別紙様式 1－1 に医師の診断書その他証明書類の写し（学校長が原本確認をして、写しを作成した後、確認した旨を記入し、校長印を捺印したもの。以下「医師の診断書その他証明書類の写し」という。）を添えて提出すること。傷病休暇取得期間を延長する場合は別紙様式 1－2 に、期間に変更が生じた場合は別紙様式 1－3 に、それぞれ医師の診断書その他証明書類の写しを添えて提出すること。
- 3 市町村（組合）教育委員会は、県費負担教職員が新たに引き続いて 21 日以上 of 休暇を取得する場合は、山梨県教育委員会に対して、別紙様式 2－1 に前項の様式 1－1 の写し及び医師の診断書その他証明書類の写しを添えて提出すること。傷病休暇取得期間を延長する場合は別紙様式 2－2 に、期間に変更が生じた場合は別紙様式 2－3 に、それぞれ前項の様式 1－2、1－3 の写し及び医師の診断書その他証明書類の写しを添えて提出すること。

第二 事後措置関係

- 1 市町村（組合）教育委員会は、県費負担教職員が引き続いて 21 日以上 of 傷病休暇を取得する場合は、学校保健安全法施行規則第 16 条第 2 項に準じた事後措置について、別紙様式 3 により山梨県教育委員会に報告すること。なお、既に事後措置を行っている場合は、事前に山梨県教育委員会に確認した上で、既存の書式を用いてもよい。

療養発令の廃止に伴う今後の事務手続き（県費負担教職員）

○これまで県教育委員会では傷病休暇期間の適切な管理を行うことを目的に療養発令を行ってきたが、本来、服務監督権者（市町村（組合）教育委員会）が認めるものであることから、令和 5 年 4 月 1 日より療養発令を廃止する。その上で、傷病休暇期間の適切な管理を行うためには、今後も市町村（組合）教育委員会と県教育委員会が連携し、情報共有を図る必要があることから、以下の手順に従い、事務手続きを進めることとする。

<本人>

- ①傷病休暇を取得したい旨を学校長に申請する。
 ＊必要に応じて医師の診断書その他証明書類の写しを提出し、状況を説明すること。



<学校長>

- ②引き続いて 21 日以上傷病休暇を取得することが適当であると認めた場合は、市町村（組合）教育委員会に報告する。
 ＊「医師の診断書等」と「教員調書（様式 1-1～1-3）」を提出する。
 ＊診断書の傷病休暇期間と教員調書の傷病休暇期間が一致しているかを確認する。
 ②-1 同時に、地区担当管理主事及び教育事務所に、傷病休暇の取得予定者と傷病休暇の取得予定期間を報告する。（第一報）
 ＊代替の任用が必要な場合は、その準備を始める。第一報は、これまでと同じ様式を用いること。



<市町村（組合）教育委員会>

- ③引き続いて 21 日以上傷病休暇を取得する場合は、様式 2-1～2-3 に診断書、教員調書の写しを添えて、県教育委員会に報告する。（甲府市以外は教育事務所を経由）
 ＊報告の際は、学校保健安全法施行規則に準じた事後措置の報告も併せて行うこと。（事後措置については、別紙 3 を参照）

<県教育委員会>

- ④各教育事務所を通じて、市町村（組合）教育委員会からの報告を受け、義務教育課で期間管理を行う。
 ＊福利給与課と情報共有を図る。

<代替の任用について>

- 代替の任用が必要な場合は、これまでどおり市町村（組合）教育委員会は県教育委員会に内申を行い、任用手続きを進める。
- ②-1 で第一報をあげて代替の任用準備を始めるが、任用が可能となる日については、福利給与課による給与決定等が確定した後となるため、地区担当管理主事の確認を必ず受けることに留意する。

別紙 3

学校保健安全法施行規則に準じた事後措置について

県費負担教職員の休職期間については、平成 24 年 3 月 8 日付け教義第 3697 号の通知で示したとおり、学校保健安全法施行規則第 16 条第 1 項に規定する事後措置を用いて算定するケースがあります。

県教育委員会では、「山梨県教育委員会安全衛生管理規程」及び「山梨県教育委員会安全衛生管理規程に関する細部要領」に基づき、職員への事後措置（＝養護措置）を行っているところですが、県費負担教職員については、各市町村（組合）教育委員会において事後措置が必要となっています。

については、各市町村（組合）の職員に対する事後措置の手続きや山梨県教育委員会の事後措置に関する資料を参考にいただき、令和 5 年 4 月 1 日からの運用に向けて準備をお願いします。

なお、事後措置については、傷病休暇期間報告の際に、別紙様式 3 により併せて山梨県教育委員会への報告をお願いします。既に事後措置を行っている場合は、既存の書式を用いて構いませんが、必要事項が記載されているかを確認するため、事前にご相談いただけますようお願いいたします。

【添付資料】

- 学校保健安全法
- 学校保健安全法施行規則
- 山梨県教育委員会の事後措置に関する資料（山梨県教育委員会安全衛生管理規程、山梨県教育委員会安全衛生管理規程に関する細部要領）
- 休職発令の前提となる傷病休暇期間及び休職期間の取扱いについて（通知）

(参 考)

教義第 4 0 1 4 号

令和 5 年 1 月 3 1 日

各県立学校長 殿

教 育 長

人事記録に関する規則の一部改正について（通知）

このことについて、令和 4 年 1 1 月 2 8 日、山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の公布により、人事記録に関する規則の一部が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されますので通知します。また、今回の改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日より療養発令が廃止されることから、各県立学校における傷病休暇に関する事務手続を定めることとしましたので併せて通知します。

ついては、別紙 1「療養発令の廃止に伴う今後の提出書類について（県立学校教職員）」及び別紙 2「療養発令の廃止に伴う今後の事務手続き（県立学校教職員）」を御確認いただき、事務処理に遺漏のないようお願いします。

高校教育課人事担当

[TEL:055-223-1757](tel:055-223-1757)

別紙 1

療養発令の廃止に伴う今後の提出書類について（県立学校教職員）

県立学校教職員が傷病休暇を取得した際の提出書類について次のとおり定めたので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

第一 傷病休暇関係

- 1 傷病休暇を取得する県立学校教職員は、学校長に対して申請を行うこと。なお、職員は引き続いて7日を超える休暇の承認を求めるに当たっては、医師の診断書その他証明書類の写しを併せて提出すること。
- 2 学校長は、県立学校教職員が新たに引き続いて21日以上 of 休暇を取得する場合は、山梨県教育委員会に対して、別紙様式1-1に医師の診断書その他証明書類の写し（学校長が原本確認をして、写しを作成した後、確認した旨を記入し、校長印を捺印したもの。以下「医師の診断書その他証明書類の写し」という。）を添えて提出すること。傷病休暇取得期間を延長する場合は別紙様式1-2に、期間に変更が生じた場合は別紙様式1-3に、それぞれ医師の診断書その他証明書類の写しを添えて提出すること。

療養発令の廃止に伴う今後の事務手続き（県立学校教職員）

○これまで県教育委員会では傷病休暇期間の適切な管理を行うことを目的に療養発令を行ってきたが、本来、県立学校長が認めるものであることから、令和 5 年 4 月 1 日より療養発令を廃止する。その上で、傷病休暇期間の適切な管理を行うためには、今後も県立学校と県教育委員会が連携し、情報共有を図る必要があることから、以下の手順に従い、事務手続きを進めることとする。

<本人>

- ①傷病休暇を取得したい旨を学校長に申請する。
 - *必要に応じて医師の診断書その他証明書類の写しを提出し、状況を説明すること。



<学校長>

- ②引き続き 21 日以上傷病休暇を取得することが適当であると認めた場合は、高校教育課に報告する。
 - *「医師の診断書等」と「教員調書（様式 1-1～1-3）」を提出する。
 - *診断書の傷病休暇期間と教員調書の傷病休暇期間が一致しているかを確認する。
- ②-1 同時に、高校教育課に、傷病休暇の取得予定者と傷病休暇の取得予定期間を報告する。（第一報）
 - *代替の任用が必要な場合は、その準備を始める。第一報は、これまでと同じ様式を用いること。



<高校教育課>

- ③県立学校からの報告を受け、高校教育課で期間管理を行う。
 - *福利給与課と情報共有を図る。

<代替の任用について>

- 代替の任用が必要な場合は、これまでどおり県立学校は高校教育課に内申を行い、任用手続きを進める。
- ②-1 で第一報をあげて代替の任用準備を始めるが、任用が可能となる日については、福利給与課による給与決定等が確定した後となるため、高校教育課の確認を必ず受けることに留意する。